

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月31日
【事業年度】	第16期（自平成23年5月1日至平成24年4月30日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1711
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第12期 平成20年4月	第13期 平成21年4月	第14期 平成22年4月	第15期 平成23年4月	第16期 平成24年4月
売上高 (千円)	-	-	-	8,057,083	9,101,477
経常利益 (千円)	-	-	-	116,830	133,318
当期純利益 (千円)	-	-	-	160,898	109,980
包括利益 (千円)	-	-	-	165,080	108,924
純資産額 (千円)	-	-	-	1,131,964	1,227,198
総資産額 (千円)	-	-	-	2,658,228	2,628,841
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	62,326.00	67,498.40
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	8,859.09	6,055.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	8,703.46	5,871.24
自己資本比率 (%)	-	-	-	42.5	46.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	15.2	9.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	7.4	11.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	89,068	89,298
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	154,496	75,496
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	379,666	250,081
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	1,071,005	834,726
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	- (-)	- (-)	- (-)	108 (19)	115 (16)

(注) 1. 第15期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当連結会計年度において1株につき2株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第12期 平成20年4月	第13期 平成21年4月	第14期 平成22年4月	第15期 平成23年4月	第16期 平成24年4月
売上高 (千円)	5,662,773	7,018,178	7,642,670	8,001,782	8,908,528
経常利益又は経常損失 () (千円)	158,031	93,784	102,138	76,043	100,874
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	160,820	89,254	108,150	53,666	99,102
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	739,900	744,900	744,900	744,900	744,900
発行済株式総数 (株)	9,031	9,081	9,081	9,081	18,162
純資産額 (千円)	787,988	885,620	981,414	1,024,732	1,109,089
総資産額 (千円)	1,604,914	1,695,278	1,999,725	2,491,308	2,457,383
1株当たり純資産額 (円)	87,253.75	97,524.57	108,073.37	56,421.81	60,995.27
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	1,450.00 (-)	1,600.00 (-)	1,650.00 (-)	1,000.00 (-)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額 (円)	17,807.60	9,841.67	11,909.51	2,954.90	5,456.61
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	5,312.89
自己資本比率 (%)	49.1	52.2	49.1	41.1	45.1
自己資本利益率 (%)	-	10.0	11.6	5.3	9.3
株価収益率 (倍)	-	10.66	17.05	22.23	12.65
配当性向 (%)	-	14.7	13.4	27.9	18.3
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	270,637	140,341	111,309	-	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	56,893	53,141	76,975	-	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	46,185	58,200	118,338	-	-
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	575,095	604,094	756,767	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	66 (42)	75 (23)	90 (19)	98 (19)	101 (16)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第12期から第14期までにおいては、当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
 3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第13期、第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 4. 自己資本利益率につきましては、第12期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 5. 第12期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 6. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
 7. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において1株につき2株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	事項
平成5年9月	東京都狛江市にラクーントレードサービス（個人事業主）を創業
平成7年9月	有限会社ラクーントレードサービス（資本金5,000千円）を設立
平成8年5月	株式会社に組織変更し、社名を株式会社ラクーン（資本金10,000千円）とする
平成10年8月	過剰在庫品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「オンライン激安問屋」をインターネット上に開設
平成12年4月	本社を東京都渋谷区に移転
平成12年7月	ゼロ円スタートを特徴とするオークション販売を開始
平成12年9月	倉庫業務の外部倉庫委託体制を開始
平成12年10月	日本経済新聞社主催「日経インターネット・アワード2000」ビジネス部門日本経済新聞社賞を受賞
平成13年11月	本社を東京都中央区の自社倉庫機能付のビルへ移転 これにより自社検品体制へ移行
平成14年2月	新商品及び定番品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」を開設
平成14年9月	「スーパーデリバリー」においてクレジットカード決済開始
平成16年7月	本社を東京都中央区内で移転し、同時に物流カスタマーサポートの拠点であるECRセンターを設置
平成16年9月	「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」で掛売決済開始
平成18年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成18年10月	中期経営戦略（平成19年4月期～平成22年4月期）公表
平成19年4月	本社を東京都中央区内で移転し、人員増加への対応及びオフィス業務を効率化
平成19年6月	大阪支社を新設し、西日本エリアの出展企業に対するサポート基盤を強化
平成20年9月	集客用の売れ筋商品を取り扱う企業間取引（BtoB）サイト「バイヤーズナビ」を開設
平成20年10月	事業再編に伴い「オンライン激安問屋」サイトを閉鎖
平成21年2月	「スーパーデリバリー」サイトリニューアル
平成21年5月	「バイヤーズナビ」「スーパーデリバリー」両サービスを統合 「スーパーデリバリー」へ一本化
平成22年11月	株式会社トラスト&グロースの株式100%を取得し、子会社化
平成23年10月	企業間で取引できるBtoB後払い決済サービス「Paid（ペイド）」を開設

3【事業の内容】

当社グループは、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供する企業グループとして、EC事業、売掛債権保証事業を展開しております。

なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

EC事業

・スーパーデリバリー

EC事業の主力事業として、「スーパーデリバリー」という、アパレル・雑貨を全国の中小規模小売店向けに卸販売する企業間取引(BtoB)サイトを運営しております。「スーパーデリバリー」は、主にメーカー(出展企業)と全国の小売店(会員小売店)を繋いでおり、出展企業から仕入れた商品を会員小売店に販売しています。

「スーパーデリバリー」に参加するためには、あらかじめ出展企業もしくは会員小売店としての登録が必要になります。また、「スーパーデリバリー」は出展企業からは毎月一定額の出展基本料を徴収し、会員小売店からは毎月一定額の会費を徴収しております。

(1)マーケットの現状

中小規模小売店は販路拡大を考えるメーカーにとって魅力的なマーケットであるものの、小売店の信用リスクが比較的高い、並びに売上規模の割に営業コストと管理コストがかかる、という問題があるため必ずしも積極的に販路拡大ができないのが現状であると考えております。

当社グループの運営するサイトにおいては、当社が会員小売店を集客しており、かつ、出展企業が会員小売店に対する与信リスクを回避するための仕組みを提供しているため、出展企業は、上記の問題を抱えずに中小規模小売店への新規販路拡大が可能になります。また、出展企業は、既に取引を行っている中小規模小売店を当社グループの運営するサイトでの取引に切り替えることで取引の効率化を行えます。

会員小売店は当社グループの運営するサイトを利用することで上記、の理由により従来取引が難しかったメーカーと取引を行うことが可能になります。さらに、効率的に多数の出展企業の多様な商品の情報を入手して仕入を行うことや、事務管理コストや仕入れのための交通費等のコスト削減も行えます。

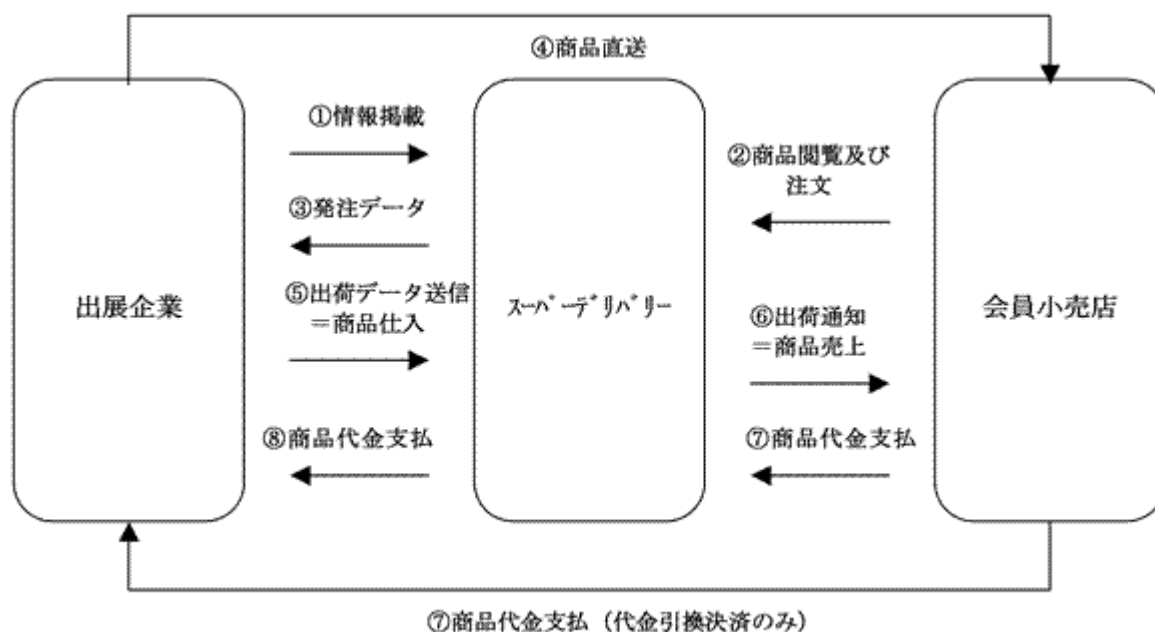
(2)取引の概要

取引の概要としましては、販売企業が当社グループの運営する「スーパーデリバリー」サイト上に出品することから始まります。出展企業は、サイト上にショッピングモールのように並び、会員小売店と注文から出荷までのやり取りの他、商品についての問い合わせ対応を直接行い、商品代金の決済に関しましては当社を介して行う仕組みになっております。

会員小売店は、各出展企業が掲載している商品情報をサイト上で閲覧し、発注を行います。出展企業は「スーパーデリバリー」の出展企業用管理画面により会員小売店からの発注を確認し、会員小売店に商品を直接発送します。商品の発送データは出展企業用管理画面を利用して当社に送信されます。当社は、出展企業からの商品発送データに基づき会員小売店からの代金回収及び出展企業への代金支払いを行っております。会員小売店からの代金回収は、信販、クレジット、掛売り販売あるいは、配送業者の代金引換便を利用した代金回収(こちらは、出展企業が配送業者を通じて会員小売店より代金回収)となっております。なお、掛売り販売につきましては「Paid」の仕組みを利用しております。

商品は出展企業から会員小売店に直送され、当社を経由いたしません。売買契約は出展企業と当社、当社と会員小売店で別個に存在いたします。出展企業が商品を会員小売店に発送し、商品発送データを当社に送信した段階で商品の所有権は出展企業から当社に移転し、同時に当社から会員小売店に出荷通知することで商品の所有権は当社から会員小売店に移転いたします。

(取引図)



(3) サイトの特徴

「スーパーデリバリー」はアパレル及び雑貨のメーカーを中心としたこだわりの商品を持っている企業（出展企業）と、他店との差別化ができる商品を探す小売店が出会い、取引を行うことのできる企業間取引（BtoB）サイトです。

会員小売店は各出展企業との取引に先立って、各出展企業の取引審査を受ける必要があります。具体的には、会員小売店が各出展企業の企業概要、掲載商品等を閲覧し、取引を希望する出展企業に取引開始の申込みを行います。取引開始の申込みを受けた出展企業は会員小売店の店舗概要を閲覧し、取引に応じるか否かの審査を行います。なお、出展企業が出品している商品の販売価格等の詳細な情報は、出展企業から取引許可を受けた会員小売店のみが閲覧できることとなっております。これにより、出展企業は販路の選定ができるとともに、自社が取引を希望する会員小売店のみには卸値等の重要情報の開示を行うことが可能になり、また、メールや電話等で直接、新商品や販促に関する情報などの営業行為を行うことが可能になります。

.Paid

「Paid」は、インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）の決済マーケットです。現在は、アパレル及び雑貨のメーカーを中心とした加盟企業と全国の中小規模小売店を中心としたPaidメンバーとの間で発生する取引代金の決済をインターネット上に設けた管理画面を通じて行っています。「Paid」に登録されたPaidメンバーに対する取引代金に掛かる請求書の発行から代金の回収及び加盟企業への支払業務を「Paid」が担うことで手数料を徴収しております。また、当該「Paid」は「スーパーデリバリー」に対してもサービス提供を行っております。

(1) ニーズの背景

企業間取引の決済は、昔からの商習慣で「掛売決済」が中心です。「掛売決済」は、購入側のキャッシュ・フローの改善に伴い取引の増加が見込まれることから、購入側と販売側の双方のニーズが高い決済方法です。しかしながら、未回収リスク発生の懸念から与信審査、限度額設定など、慎重な与信管理が必要です。また、請求書の発行、代金回収等の事務コストが相当発生いたします。これらにより、販売側は「掛売決済」の導入に慎重にならざるを得ない状況で、企業間取引が滞る要因になっておりました。

当社グループは、運営する「スーパーデリバリー」に2004年より「掛売決済」を導入し、当社グループが出展企業と会員小売店の決済に介在することで問題を解決し、売上高を大幅に伸ばしました。この実績を背景に、企業間取引の商習慣としての「掛売決済」に対するニーズの高さを認識いたしました。そして、「スーパーデリバリー」で蓄積した企業間取引の決済に関するノウハウと実績を汎用的な企業間取引の決済スキームとして再構築し、「Paid」をスタートいたしました。

「Paid」ではPaidメンバーに対し、あらかじめ一定の与信枠を付与しております。これにより、加盟企業が「Paid」を通して取引代金の決済を行う場合に限り、Paidメンバーに対する与信リスクを排除することが可能になります。さらに、請求書の発行、送付から代金の回収まで「Paid」が行うため、事務管理コスト削減も行えます。

(2)取引の概要

取引の概要としましては、販売企業が当社グループの運営する「Paid」に加盟企業登録を行い、また、購入企業がPaidメンバー登録をあらかじめ行っておくことが必要になります。加盟企業は、Paidメンバーと注文から出荷までのやり取りの他、商品についての問い合わせ対応を従来の取引同様直接行い、取引の決済に関する業務を当社を介して行う仕組みになっています。

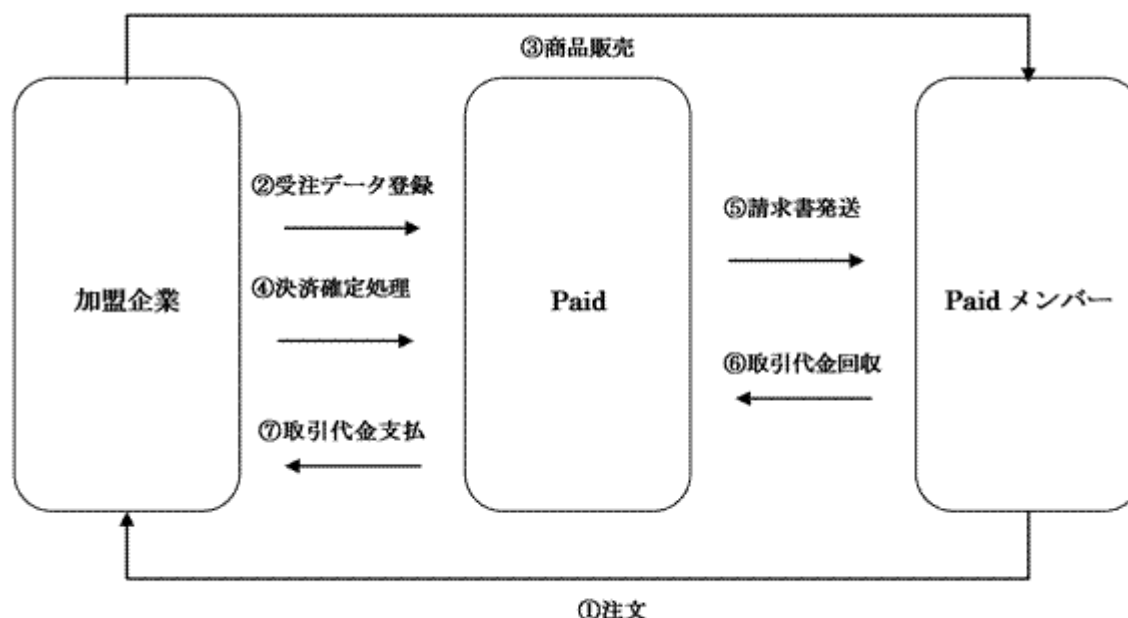
加盟企業はPaidメンバーからの受注後、「Paid」の加盟企業管理画面より受注登録を行います。その後、出荷等により売上が確定された段階で、決済確定処理を「Paid」の加盟企業管理画面より行います。決済確定処理により、加盟企業の取引先であるPaidメンバーに対する売掛債権が「Paid」へ譲渡されます。

「Paid」では、譲渡された売掛債権に対する請求書の発行、送付から代金の回収業務をPaidメンバーに対し行います。なお、Paid内で取引決済された売掛債権は、複数の加盟企業と取引していた場合でも一括にまとめられPaidメンバーに請求されます。一方、加盟企業側もPaid内で確定した取引の決済は、一括で「Paid」から支払いがされます。

また、企業間取引や卸売サイトを運営提供するシステムに「カート連携サービス」を業務提携により導入しております。「カート連携サービス」は、サービスを利用する企業の自社卸サイトにおいて、購入企業が決済時に「Paid」を選択することが可能になります。

なお、「Paid」で発生する決済取引については、Paidメンバーによる当社への支払いにつき子会社である株式会社トラスト&グロースから保証を受けております。

(取引図)



(3)サービスの特徴

「Paid」は、Paidメンバーに対しあらかじめ付与した一定の与信枠を、Paidメンバーが取引を行いたい加盟企業に対し開放したマーケット参加型の決済サービスです。「掛売決済」は、販売企業と購入企業との直接取引で発生する決済方法で、与信枠も取引を行う企業間のみで有効なものでした。

「Paid」では、Paidメンバーの与信枠を参加する加盟企業に開放することで、スピーディかつスムーズな決済取引を実現できることが特徴です。具体的にはPaidメンバーの与信枠は、メンバー登録後、取引をしたい加盟企業に対し、決済設定を「有効」にすることで、取引可能となります。これにより、加盟企業は、取引実績のない新規の販売企業であっても、初回から「掛売決済」で取引を行うことができます。また、購入側であるPaidメンバーも初回から「掛売決済」で取引が実現されることで、キャッシュ・フローが大幅に改善するメリットがあります。

売掛債権保証事業

子会社である株式会社トラスト&グロースにおいて、売掛債権保証事業を行っております。売掛債権保証事業は、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証額を支払うサービスとなっております。当該、売掛債権保証事業は、EC事業の「Paid」に対してもサービス提供をしております。

(1) ニーズの背景

事業会社は、商取引を行う際、取引先企業に対する与信リスクの懸念が発生いたします。与信リスクの回避には、取引先企業の与信管理が重要になりますが、自社で管理するには、与信管理業務はコスト負担の重いこと、さらに、取引先企業の売掛債権が倒産等により未回収となる可能性もあるため、事業会社は慎重にならざるを得ず、積極的に取引先の拡大を実施したくても、なかなか難しいのが現状です。

本サービスは、事業会社が株式会社トラスト&グロースと保証契約を締結することで、事業会社の取引先の売掛債権に回収不能が発生した場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に株式会社トラスト&グロースが保証金額を支払うサービスであります。当該サービスの利用により、保証契約を締結した事業会社は、貸し倒れリスクの排除が可能になり、また同時に、与信のアウトソーシングと債権回収業務を削減することができます。取引先企業に対する信用リスクを最小化できることで、事業会社は、取引の活性化を実現することが可能になります。

(2) 取引の概要

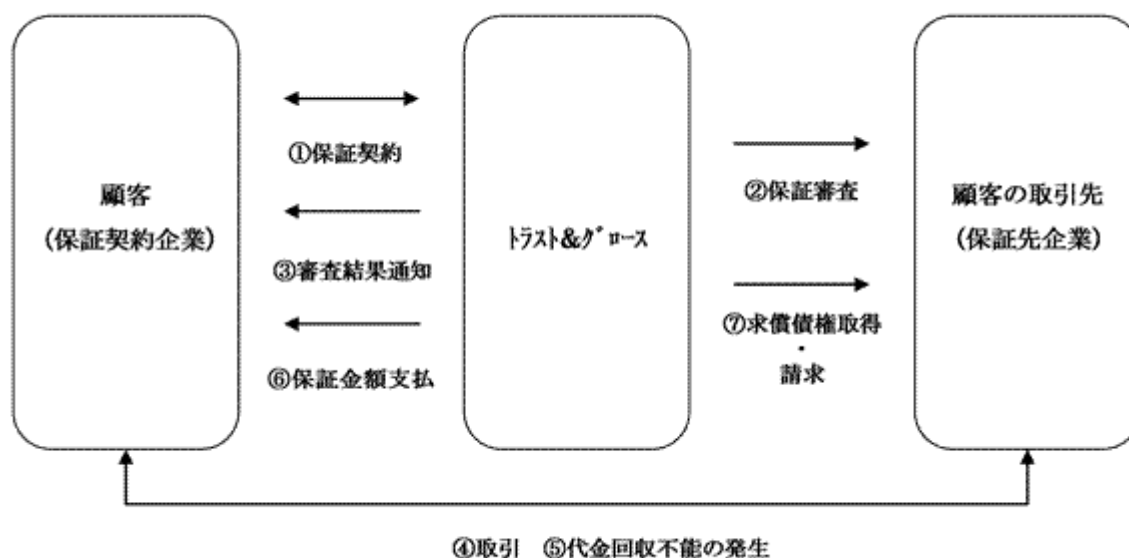
取引の概要としましては、事業会社が当社グループの株式会社トラスト&グロースと保証契約を締結することから始まります。

保証契約締結後、株式会社トラスト&グロースは、保証契約企業の依頼に基づき、取引先企業の保証審査を行います。保証審査は、情報提供会社から入手した情報と、株式会社トラスト&グロースで蓄積したデータベースや過去の経験値等に基づき、保証引き受けが可能かどうかの判断を行い、審査結果を保証契約企業へ通知いたします。

保証契約企業は、審査通過した取引先企業に対する売掛債権の保証を株式会社トラスト&グロースに依頼します。なお、保証依頼により、保証料が発生いたします。

保証先企業の売掛債権に代金回収の不能が発生した場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に株式会社トラスト&グロースより、保証契約企業に対し保証金額が支払われます。これにより、株式会社トラスト&グロースは保証履行をした保証先企業に対する求償債権を取得いたしますので、保証先企業に対し請求を行います。

(取引図)

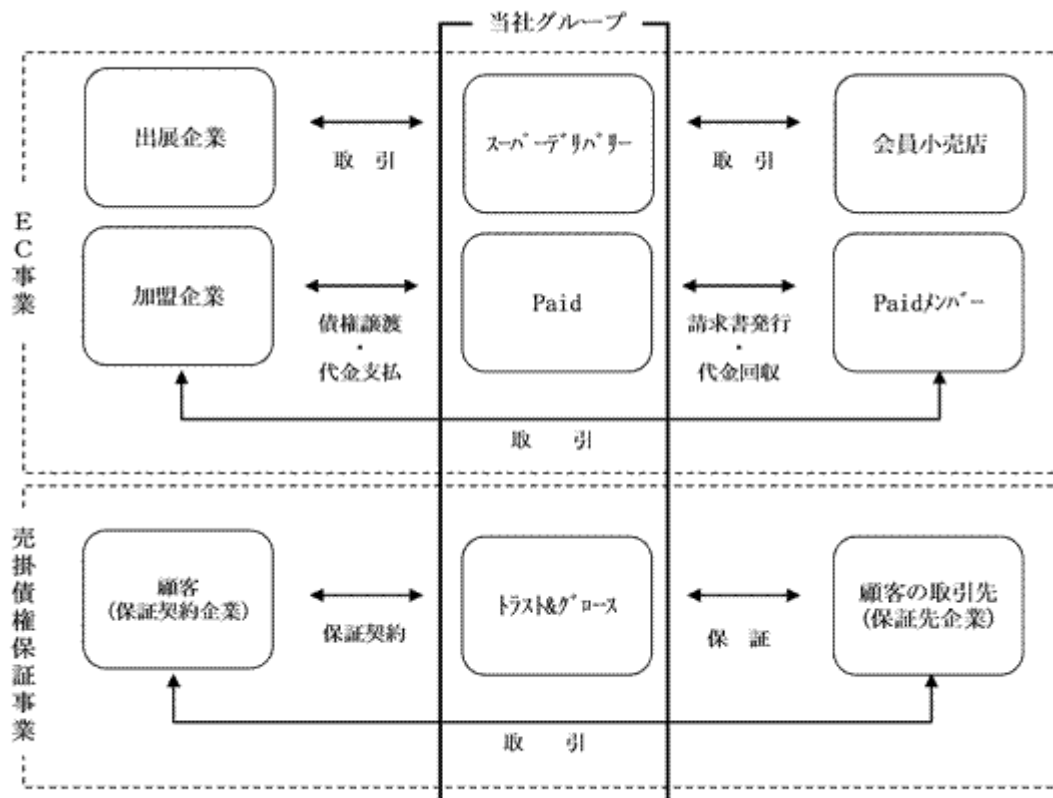


(3) サービスの特徴

株式会社トラスト&グロースのサービスは、特に中小企業に対する売掛債権保証を強みとしていることから、当該サービスは、取引先に中小企業を抱える多くの企業に利用されており、

商品は、保証依頼企業を数社単位で引き受け、保証限度枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、各種取り揃えております。その中から、事業会社は保証の規模や、期間、予算等に応じて自由に選択することができます。

(事業系統図)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社トラスト&グロース	東京都中央区	100,000	売掛債権保証事業	100	売掛債権の保証サービスを利用 役員兼任4名 (うち当社従業員1名)

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
EC事業	101 (16)
売掛債権保証事業	14 (-)
合計	115 (16)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()外数は、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
101 (16)	31.7	4.9	5,085,193

セグメントの名称	従業員数(人)
EC事業	101 (16)
合計	101 (16)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()外数は、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年間給与は、兼務役員の従業員報酬を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（平成23年5月1日～平成24年4月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による景気の落ち込みから緩やかな回復基調で推移してまいりました。しかしながら、欧州政府の債務危機や原油高の影響等による世界経済の減速懸念、さらに電力供給の制限による企業の生産活動の悪化等、景気回復に対する懸念材料があり、依然として景気は先行き不透明な状態が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「利便性・専門性・先進性を追求した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとして掲げ、E C事業と売掛債権保証事業の事業規模の拡大に努めてまいりました。また、平成23年10月24日より、決済分野の新規事業である「Paid」のサービス提供を開始いたしました。当期は新規事業の開発にかかる人材、システム、広告宣伝費等に一定の先行投資が発生いたしました。また、「Paid」への先行投資分を除くと販売費及び一般管理費は堅調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度における売上高は9,101,477千円（前年同期比13.0%増）、営業利益140,419千円（前年同期比12.0%増）、経常利益133,318千円（前年同期比14.1%増）、当期純利益109,980千円（前年同期比31.6%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

E C事業

E C事業におきましては、主力事業である「スーパーデリバリー」において、前期に引き上げた審査基準を継続適用することにより、質の高い「会員小売店」及び「出展企業」の獲得に取り組んでまいりました。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

取り組み2年目である当期は、審査基準切り替えによる一時的な落ち込みが一段落し、良質な「会員小売店」及び「出展企業」が堅調に増加いたしました。なお、「会員小売店」の増加は、従来から実施している広告やSEO対策による集客手段に加え、「出展企業」からの紹介による新規登録が増加していることもプラス要因となっております。

審査基準引き上げ後の出展企業の増加により、小売店のニーズに適合した商材の掲載割合が増加いたしました。この他、サイトの利便性の向上を図る施策を実施したことにより、購入客数と客単価が向上し、商品売上高は8,318,029千円（前年同期比12.3%増）となりました。

一方、平成23年10月24日よりサービス提供を開始いたしました「Paid」におきましては、知名度の向上及び加盟企業とPaidメンバーの獲得に注力いたしました。また、企業間取引や卸売サイトの運営会社等と「Paidカート連携サービス」導入の業務提携にも注力しております。「Paidカート連携サービス」は「Paid」の機能を導入企業の自社卸サイトにおいて利用することができる利便性の高いサービスです。企業間取引や卸売サイトの運営会社等の提供するシステムに「Paidカート連携サービス」を導入することで、システムを利用する企業及び販売先企業を加盟企業、Paidメンバーとして取り込むことができます。

この結果、E C事業の売上高は8,908,528千円（前年同期比11.3%増）、セグメント利益は94,190千円（前年同期比17.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数32,905店舗（前期末比3,493店舗増）、出展企業数997社（前期末比30社増）、商材掲載数320,330点（前期末比45,200点増）となりました。

売掛債権保証事業

売掛債権保証事業におきましては、引き続き人員を増員し、営業力の強化に取り組まれました。平成23年10月より開設した大阪支社を拠点とした営業活動も順調で、新規契約件数は堅調に増加しております。

また、再保証の積極的な活用にも取り組み、引き受ける保証金額が順調に拡大しております。

この結果、保証残高が2,461,720千円（前期末比58.8%増）となり、売掛債権保証事業の売上高は292,764千円、セグメント利益は30,486千円となりました。

（なお、前第3四半期連結会計期間の途中に株式会社トラスト&グロースを子会社化したため、前年同期比との比較分析は行っておりません。）

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は834,726千円になりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は89,298千円（前年同期比230千円の資金の増加）になりました。この主な要因は、取引量の増加に伴い売上債権が154,286千円増加した一方で、税金等調整前当期純利益を131,227千円計上及び減価償却費を67,737千円計上、仕入債務が96,775千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は75,496千円（前年同期比79,000千円の資金の増加）となりました。この主な要因は、ソフトウェア開発及びソフトウェア購入による無形固定資産の取得のための支出が74,990千円発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の減少は250,081千円（前年同期比629,747千円の資金の減少）となりました。この主な要因は、長期借入れによる収入が30,000千円発生した一方で、長期借入金の返済による支出が165,734千円、短期借入金の返済による支出が100,000千円発生したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは「EC事業」において、アパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から売上までの期間が短期間のため記載を省略しております。

また、「売掛債権保証事業」において、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	前年同期比(%)
EC事業 (千円)	8,908,528	111.3
売掛債権保証事業 (千円)	192,948	348.9
合計 (千円)	9,101,477	113.0

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 売掛債権保証事業につきましては、前第3四半期連結会計期間に子会社を取得したことに伴い追加した事業であるため、前年同期の比較対象期間が平成22年12月1日から平成23年3月31日までの4ヶ月間となっております。

EC事業の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

売上種類別	当連結会計年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	前年同期比(%)
商品売上 (千円)	8,334,962	112.5
会員小売店向け売上(会費) (千円)	242,332	96.1
出展企業向け売上(基本料等) (千円)	327,677	96.0
その他 (千円)	3,556	-
合計 (千円)	8,908,528	111.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

グループ経営管理体制について

当社グループは平成23年4月期の第4四半期よりグループ経営体制へ移行し、「グループビジョン」を作成いたしました。

グループ内では、EC事業と売掛債権保証事業の中小企業間取引にかかるサービスを提供しており、ターゲットも重なっていることから、グループで緊密な連携を行うことやお互いのリソースを相互に投入することで、それぞれの事業規模の拡大を図りながら、新規事業の開発等、様々なシナジー効果が期待できると考えております。

今後は、「グループビジョン」に沿って、グループ連携を緊密に行って各事業の育成を図りながら、グループ全体の企業価値向上を見据えたグループ経営を推進していく方針であります。

EC事業（スーパーデリバリー）

a. 競合企業への対応

当社グループの事業領域であるインターネットによる企業間取引（BtoB）サイト運営事業には多数の競合企業が存在します。しかしながら、競合企業の存在はインターネットによる企業間取引サイトの認知向上及び企業間取引市場の市場規模拡大につながる可能性が高く、当社グループにとっては脅威であると同時にメリットも大きいと考えます。

当社グループでは、「ブランド価値」を高めていく方針であります。具体的には、「会員小売店」及び「出展企業」の利便性の向上を図るとともに小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加に取り組み、また、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上に努めることにより、「会員小売店」及び「出展企業」の満足度を向上させ、競合他社に対し差別化を図ってまいります。

b. メイン仕入先としてのポジショニング確保

当社グループは新規顧客の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引拡大が中長期的な当社グループの事業規模の拡大につながると考えております。

平成24年4月末現在、会員小売店数は32,905店舗となっております。しかしながら、全ての会員小売店が毎月商品を購入しているわけではないことから、既存会員小売店の安定的な取引を拡大していく必要があります。具体的には、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針です。

c. 掲載商品に関する法的リスクの管理

当社グループの取り扱う商品は多岐にわたり、化粧品や加工食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社グループでは掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及び更なる充実を図る方針です。

EC事業（Paid）

参加企業の拡大

「Paid」は、サービス開始から間がなくビジネスの初期段階です。そのため、Paid内での取引額もまだ小さく、売上高である手数料収入も少額です。取引額の増加には、取引を行う加盟企業とPaidメンバーの増加が必要であると考えております。そのため、広告宣伝費の投入及び企業間取引や卸売サイトの運営会社との業務提携を積極的に行う他、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努めていく方針です。

売掛債権保証事業

a. 事業規模の拡大

売掛債権保証事業は保証残高の拡大により、保証料収入を増加させることが事業規模の拡大につながると考えております。当社グループでは、保証残高を積極的に積み上げ、事業規模の拡大を図ってまいります。そのために、人員を増加し、営業力の強化を図りながら、様々な企業と業務提携契約を締結することにより、販売チャネルを拡充し、営業基盤の拡大に努める方針です。

b. 審査精度の向上

売掛債権保証事業の成長には、営業力を強化して保証残高を積み上げていく一方で、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく適切な保証引受審査を行うことが重要であると考えております。

保証履行を抑制するには、引き受ける保証先企業に対する審査精度の向上が必須であります。そのため、当社グループでは従来より、保証先企業の審査基準について、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めておりますが、今後も継続的に審査精度を向上させ、利益の生みやすい環境へ体質の改善を図る方針です。

c. 利益の安定性

売掛債権保証事業は、まだまだ事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の水準もまだ小さく、売上高である保証料収入も少額であります。この影響により、1件あたりの保証履行の発生が利益に与えるインパクトが大きく、利益のボラティリティが高くなっております。そのため、保証先企業に対する審査基準を随時見直しを行うことで、保証履行の発生を抑えるように努める一方で、積極的な営業活動により保証残高を積み上げ、保証料収入を増加させることで、保証履行発生インパクトを縮小させて、利益の安定性を図る方針です。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関しリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて慎重に行われる必要があると考えております。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在における当社グループの経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、その通りに実現することを保証するものではありません。

事業内容について

(1) スーパーデリバリー

事業拡大の前提条件について

「スーパーデリバリー」はインターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトであり、主にアパレル及び雑貨のメーカーを中心とした出展企業から仕入れた商品を、全国の中小規模小売店を中心とした会員小売店に対して販売しております。

事業規模拡大のためには、会員小売店及び出展企業の満足度を向上させ、双方の利用を促進することが必要になります。会員小売店の満足度向上のためには、ニーズの高い出展企業の獲得及び出展企業1社の出品する商材掲載数の増加が必要になります。また、出展企業の満足度向上のためには、客単価やリピート率の向上といった稼働率の高い小売店を顧客として多数獲得することが必要になります。したがって、質の高い会員小売店及び出展企業を獲得し、商材掲載数を拡大するとともに、会員小売店の継続利用を促すことが当社グループの事業規模拡大のための前提条件になります。そのため、質の高い会員小売店、出展企業の獲得及び商材掲載数の拡充が順調に行われない場合や出展企業数と会員小売店数のバランスが崩れた場合においては、当社グループの業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

与信代行機能について

出展企業は「スーパーデリバリー」を通して会員小売店に対して商品の販売を行うことにより、会員小売店に対する与信リスクを排除することが可能になっております。この点が出展企業にとって「スーパーデリバリー」を利用するメリットのひとつとなっております。一方で出展企業は当社グループに対する与信リスクを負担しております。したがって、当社グループの財務状況が悪化した場合においては出展企業が「スーパーデリバリー」を通して会員小売店への販売を行うことの重要なメリットが実質的に機能しないこととなります。この場合、新規出展企業の獲得に支障をきたし、もしくは既存出展企業の退会が発生する可能性があり、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

出展企業数及び会員小売店数に付随する売上について

「スーパーデリバリー」の出展企業からの安定的収益として、平成18年10月以前の契約企業からは1年ごとに展更新料を徴収しております。また、平成18年11月以降の契約企業からは毎月定額の出展基本料を徴収しております。そのため、出展企業が増加しなかった場合、もしくは退会により出展企業数が減少した場合においては、展更新料売上高及び出展基本料売上高が減少する可能性があります。

販売先である中小規模小売店は、審査通過後に会員登録をした会員小売店による会員制組織としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店からは月会費を徴収しております。そのため、当社グループの業績は、会員小売店が増加しなかった場合、もしくは退会が増加し会員小売店数が減少した場合においては小売店会費売上高が減少する可能性があります。

上記及びの事態が長期化した場合は、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

会員小売店に対する売上債権の管理について

「スーパーデリバリー」において商品を販売する会員小売店は比較的小規模で与信リスクの高い小売店が多いため、会員小売店に対する与信管理（売掛金の貸し倒れリスクの管理）が重要になります。「スーパーデリバリー」では、会員小売店からの代金回収方法としては、掛売り取引の他、信販もしくはクレジット、代金引換便を利用した回収方法を用いております。信販、クレジットにつきましては、信販会社、クレジット会社との契約変更や解約があった場合、会員小売店に対する与信管理が十分に行えないといった事象が発生し、当該事業及び当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、掛売り取引については、「Paid」の仕組みを利用し当社グループの株式会社トラスト&グローブが保証を行っておりますのでグループ全体で考えた場合は実質的には会員小売店に対する貸し倒れリスクを全て負担していることとなります。当社グループでは、中小企業決済に関する与信管理のノウハウを十分持っていると認識しておりますが、想定以上の保証履行が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

売上高の季節的変動について

「スーパーデリバリー」の売上高は商品売上高（サイトを通して商品販売を行うことによる売上高）が主要な部分を占めておりますが、商品売上高は比較的季节変動性の高い性質を有しております。具体的には、小売店におけるセール時期の終了した直後にあたる8月及び1月、2月において売上高が減少する傾向があります。

外部環境について

企業間電子商取引の普及の可能性について

当社グループは、「スーパーデリバリー」という企業間取引（BtoB）サイトを運営しており、インターネットによる企業間電子商取引に属しております。「平成20年度我が国のIT利活用に関する調査研究」（経済産業省）によると平成20年度の企業間電子商取引の市場規模は159兆円と報告されております。また、業種別市場規模構成比は、当社グループの属する卸売業の占める割合が製造業に続いて第2位になっております。ただし、インターネットによる企業間電子商取引は歴史が浅く、今後も上記と同様に普及が進展する保証はありません。また、インターネットを介して商品を仕入れるという取引が、従来の商習慣には存在しないものであったことから、インターネットを介して商取引を行うことに抵抗感がある企業や小売店も未だ多く、この点が企業間電子商取引の市場規模拡大の障害となる可能性も否定できず、当社グループの事業規模拡大に悪影響を及ぼす要因になる可能性があります。

中小規模小売店のマーケット規模について

当社グループは「スーパーデリバリー」を通して、中小規模小売店を中心とする会員小売店に対して商品を販売しております。「スーパーデリバリー」のターゲットとなる中小規模小売店のマーケットを明確に定義づけることは困難ですが、平成19年商業統計（経済産業省）によると「アパレル」及び「住関連（注）」のマーケット約34兆円のうち、従業員が9名以下の中小規模小売店の占める割合は43.5%程度であります。「アパレル」及び「住関連」のマーケットは、近年、多数の店舗が新規開業している一方で、多数の店舗が廃業しており、マーケット規模縮小傾向にある成熟産業であります。その中で当社グループは、インターネットによる仕入取引の拡大に期待しております。新規開業者はインターネットの利用に抵抗感を持たない世代であるため開業時の仕入先情報の検索にインターネットを利用する頻度が高いと考えており、そのような新規開業者を積極的に会員小売店として誘致することで、マーケットに占める取引の拡大を図っております。

ただし、今後、「アパレル」及び「住関連」を取り扱う中小規模小売店のマーケット（小売店数、取引金額等）が当社グループの想定以上に縮小する可能性、もしくは新規開業が減少する可能性も否定できず、その場合には当社グループの事業規模拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)商業統計には「雑貨」という区分が存在しないため、「住関連」区分のうち当社グループの取り扱いのあるものをピックアップし集計しております。

競合について

当社グループは、インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」の運営を通じて、主にアパレル及び雑貨のメーカーを中心とした出展企業から仕入れた商品を、全国の中小規模小売店に対して販売しております。運営開始以来、当社グループでは、インターネットによる卸販売特有のノウハウ及びシステム開発力等により他社との差別化を図り、また、会員小売店向けサポートの充実や、商品の品揃えの充実化等に取り組むことで、競争力の向上に努めております。また、購入客数や客単価、リピート率の向上といった既存会員小売店の稼働率アップや、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上にも取り組んでいく方針であります。

しかしながら、当社グループと同様にインターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトを運営しサービスを提供する競合企業が存在しており、これらの企業及び今後新たに参入する企業との競合が激化した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（2）Paid

事業拡大の前提条件について

「Paid」は、インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）の決済マーケットです。現在は、アパレル及び雑貨のメーカーを中心とした加盟企業と全国の中小規模小売店を中心としたPaidメンバーとの間で発生する取引代金の決済をインターネット上に設けた管理画面を通じて行っております。

「Paid」では、Paidメンバーに対し、一定の与信枠を付与しております。これにより、加盟企業が「Paid」を通して取引代金の決済を行う場合に限り、Paidメンバーに対する与信リスクを排除することが可能になっております。

事業規模拡大のためには、Paid内での活発な決済取引及び取引金額の増加が必要になります。決済に特化したマーケットである「Paid」は加盟企業とPaidメンバーの数が増えれば増えるほど、取引できる相手先が増え、利便性が高まり、活発な決済取引が行われると考えております。したがって、決済取引量及び金額の向上のためには、「Paid」に参加する加盟企業とPaidメンバーの数を増やすことが必要になります。そのため、「Paid」に参加する加盟企業とPaidメンバーの獲得が順調に行われない場合や、マーケット内での決済取引が活発に行われない場合においては、当社グループの業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

Paidメンバーに対する売掛債権の管理について

Paid内で決済取引を行うPaidメンバーは比較的小規模で与信リスクの高い企業及び事業主が多いため、Paidメンバーに対する与信管理（引き受け債権の貸し倒れリスクの管理）が重要になります。「Paid」では、Paidメンバーからの代金回収方法としては、当社グループの株式会社トラスト&グロースの保証を受けることで回収の確実化を図っております。しかしながら、グループ全体で考えた場合は実質的にはPaidメンバーに対する貸し倒れリスクを全て負担していることとなります。当社グループでは、中小企業決済に関する与信管理のノウハウを十分持っていると認識しておりますが、想定以上の保証履行が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（3）売掛債権保証事業

収益構造について

売掛債権保証事業は、顧客である事業会社から徴収する売掛債権の保証料を売上高として計上し、保証を引き受けた結果発生するコスト（保証履行や貸倒等の費用）を差し引いた金額が売上総利益となっております。一方、売掛債権保証事業は保証履行が増加するような景気が悪化する経済環境において、顧客の保証ニーズも高まります。こうしたことから、当社グループでは、売掛債権保証事業は、保証残高を積み上げるとともに、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく、適切な保証引受審査を行うことがビジネスモデル上、重要であると考えております。

そのため、日々の営業活動を積極的に行うことで保証残高を積み上げることに尽力する一方で、保証履行を適切な水準に抑えるために、保証先企業の審査基準についても適時に見直しを行い、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めております。

また、事業会社から徴収する保証料についても、同様にこれまでの保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させ、随時見直しを行っております。しかしながら、想定する以上の保証履行が発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

売掛債権保証事業は、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証額を支払うサービスであります。サービス開始以来、特に中小規模の企業に対する売掛債権保証を強みとしたサービスの提供により、他社との差別化を図ってまいりました。また、保証先企業を数社単位で引き受け、保証限度枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、商品を各種取り揃えることで事業会社のニーズに即したサービス提供に努めております。

しかしながら、同様に事業会社向けに売掛債権保証を行う競合企業や類似した債権保証に係るサービスを提供する競合企業が存在しており、これらの企業及び今後新たに参入する企業との競合が激化した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

事業体制について

(1) システム開発及び運用・管理の体制について

当社グループでは、現在、主に自社内にてシステム開発、運用及び管理を行っております。EC事業は、インターネット上の商取引サイトの運営であるため、システムの開発やその運用・管理を適切に行うことが事業上で重要です。したがって、システム開発、運用及び管理に関わる従業員の退職や、事業の拡大に対応するための人材の採用活動がスムーズに行えなかった場合には、システム開発の遅延や運用・管理の不備等が発生する可能性は否定できず、その場合、当社グループの業務運営に支障をきたす可能性があります。

(2) システム障害について

「スーパーデリバリー」と「Paid」はインターネットを通じて取引を行っております。そのため、自然災害や事故などによりインターネット通信網が破壊された場合においては事業の全体、あるいはその一部が中断され、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社グループでは、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策とコンピューターウイルスの感染、ハッカーの侵入による妨害等を回避するよう努めておりますが、こうした要因によるシステム障害が生じた場合も同様に、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等の管理会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼働がスムーズに行えない状態になった場合においても当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(3) 災害に関するリスク

当社グループは、東京都中央区に本社を置き、グループ全体の経営管理体制機能を集約しております。そのため、大規模な自然災害やその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が、本社エリアに発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、「利便性・専門性・先進性を追求した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとしており、今後も、企業間取引にかかる分野の新規事業の開発等に積極的に取り組んでいく方針です。そのため、新規事業の開発にかかる人材、システム、広告等に対する追加的な支出の発生及び事業が安定して収益を生み出すまでにはある程度の時間がかかることが予想されます。この影響により、当社グループ全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。また、新規事業が当社グループの想定どおりに推移する保証はなく、その場合は当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

さらに、予期せぬ環境の変化等により新規事業が当社グループの期待とおりの成果をあげられなかった場合においても当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

法的規制について

(1) 当社の事業を取り巻く法的規制について

E C事業の主力事業である「スーパーデリバリー」では、取り扱う商品の中で一部 ~ の様な法規制を受ける商品が存在しております。

ブランド品の販売について

ブランド品の販売にあたっては、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権等に抵触しないことに留意し、必要に応じてインボイス等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「ブランド品などの出展に関する特則」）を規定することで、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものでないことを出展企業に保証させております。

また、並行輸入品も含めた海外ブランド品の取り扱いに関しましては、別途真正商品である旨、偽ブランド品や知的財産権侵害商品を取り扱った場合には出展企業が責任を取る旨の誓約書の提出を求めることで関連法規・法令等の遵守に努めております。しかしながら、販売した商品に万が一、上記記載の知的財産権等を侵害するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、この場合当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

医薬部外品、化粧品、加工食品等の販売について

「スーパーデリバリー」の取り扱い商品のひとつであります医薬部外品、化粧品、加工食品（健康食品を含む）は、販売及び広告表現について主に下表の法律による規制を受けております。当社グループは、出展企業に対し、必要に応じて製造販売業許可を取得した証明書や成分分析表等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「医薬部外品・化粧品などの出展に関する特則」及び「加工食品などの出展に関する特則」）を規定し、関連法規・法令等を遵守していることを保証させるとともに、出展後も広告表現等の法的規制に抵触する内容がないかを当社グループ内において随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり、これらの商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、販売した商品に関し法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、この場合当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

法令名	主な法的規制の内容
薬事法	製造販売の承認と許可、虚偽・誇大広告の禁止 医薬品の表現の規制
健康増進法	栄養表示基準の明示、誇大表示の禁止
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示

なお、売掛債権保証事業及び「Paid」についてですが、売掛債権保証事業は、「保険業法」上の保険業、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の債権管理回収業、「金融商品取引法」上の金融商品取引業、及び「貸金業法」上の貸金業のいずれにも該当いたしません。また、「Paid」についても、「割賦販売法」上の包括信用購入あっせん、「貸金業法」上の貸金業、及び「銀行法」上の為替取引のいずれにも該当いたしません。したがって監督官庁は存在せず、いわゆる業法上の法的規制の対象とはなっておりません。しかしながら、今後新たな法律の制定や現行法の解釈に変化があった場合には、これらの事業が法的規制の対象となる可能性があり、その場合、事業の継続に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 取引先情報の管理体制について

当社グループは、事業の性質上、個人情報を含む取引先情報を多数取り扱っており個人情報保護法の適用を受けております。当社グループでは、個人情報の保護を図るため、管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、その場合当社グループの社会的信用に悪影響を与え、ひいては当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

その他

(1) スtock・オプションについて

本報告書提出日現在におけるStock・オプションによる潜在株式数は1,816株（発行済株式数に対して10.0%）となっております。当社の株価が行使価額を上回り、かつ権利行使条件が満たされ、これらのStock・オプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社グループ株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

ます。

(2) 無担保転換社債型新株予約権付社債について

当社グループは、平成22年12月6日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という）を発行しております。権利行使により本新株予約権付社債の株式転換がなされた場合には、新株式が発行され当社グループ株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、本報告書提出日現在での本新株予約権付社債による潜在株式数は1,320株（発行済株式数に対して7.3%）となっております。

なお、本新株予約権付社債は、当社株式が分割等を実施した場合においては転換価額の調整が行われますが、いわゆるMSCBに該当しうるような株価の下落による転換価額の修正はありません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の採用や、資産・負債及び収益・費用の計上及び開示に関する見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高は、9,101,477千円（前年同期比13.0%増）を計上しました。

セグメント別の売上高は、EC事業においては前年同期比111.3%の8,908,528千円を計上しております。EC事業におきましては、主力事業である「スーパーデリバリー」において、前期に引き上げた審査基準を継続適用することにより、質の高い「会員小売店」及び「出展企業」の獲得に取り組んでまいりました。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

取り組み2年目である当期は、審査基準切り替えによる一時的な落ち込みが一段落し、良質な「会員小売店」及び「出展企業」が堅調に増加いたしました。なお、「会員小売店」の増加は、従来から実施している広告やSEO対策による集客手段に加え、「出展企業」からの紹介による新規登録が増加していることもプラス要因となっております。審査基準引き上げ後の出展企業の増加により、小売店のニーズに適合した商材の掲載割合が増加いたしました。この他、サイトの利便性の向上を図る施策を実施したことにより、購入客数と客単価が向上し、商品売上高は8,318,029千円（前年同期比12.3%増）となりました。

一方、平成23年10月24日よりサービス提供を開始いたしました「Paid」におきましては、知名度の向上及び加盟企業とPaidメンバーの獲得に注力いたしました。また、企業間取引や卸売サイトの運営会社等と「Paidカート連携サービス」導入の業務提携にも注力しております。「Paidカート連携サービス」は「Paid」の機能を導入企業の自社卸サイトにおいて利用することができる利便性の高いサービスです。企業間取引や卸売サイトの運営会社等の提供するシステムに「Paidカート連携サービス」を導入することで、システムを利用する企業及び販売先企業を加盟企業、Paidメンバーとして取り込むことができます。

売掛債権保証事業におきましては、引き続き人員を増員し、営業力の強化に取り組みました。平成23年10月より開設した大阪支社を拠点とした営業活動も順調で、新規契約件数は堅調に増加しております。

また、再保証の積極的な活用にも取り組み、引き受ける保証金額が順調に拡大しております。

この結果、保証残高が2,461,720千円（前期末比58.8%増）となり、売掛債権保証事業の売上高は292,764千円、セグメント利益は30,486千円となりました。

（なお、前第3四半期累計期間の途中で株式会社トラスト&グロースを子会社化したため、前年同期との比較分析は行っておりません。）

売上総利益

上記の諸要因により、売上総利益は、1,493,386千円となり、売上総利益率は、16.4%となりました。

販売費及び一般管理費

新規事業である「Paid」の開発にかかる人材、システム、広告宣伝費等に一定の先行投資が発生いたしました。が、「Paid」への先行投資分を除くと販売費及び一般管理費は堅調に推移いたしました。その結果、販売費及び一般管理費は、1,352,966千円、売上高に対する比率は14.9%となりました。

営業利益、経常利益、当期純利益

上記の諸要因により、営業利益は140,419千円となりました。経常利益は、133,318千円となりました。なお、前連結会計年度においては、連結子会社の新規取得による繰延税金資産の増加等の要因で法人税等調整額116,111千円の計上を行いました。当連結会計年度においては、このようなイレギュラー事項は発生しておりません。この結果、当期純利益は109,980千円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 [事業の状況] 3 [対処すべき課題]及び4 [事業等のリスク]」をご参照ください。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループでは企業間取引のインフラを創造していくことで企業集団の成長、拡大を行ってまいります。そのために、以下の課題に取り組んでまいります。

EC事業

「スーパーデリバリー」については、引き続き「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでまいります。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得する事により、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

当社グループでは、本来、企業間取引（BtoB）は、「仕入取引」であるため、継続的な取引が中心であると考えております。そのため、「スーパーデリバリー」も、継続的な取引を拡大させることが重要な要素であると認識し、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていく方針です。

この取り組みにより、取り組み2年目である平成24年4月期においては、審査基準切り替えによる一時的な落ち込みが一段落し、良質な「会員小売店」及び「出展企業」が堅調に増加いたしました。審査基準引き上げ後の出展企業の増加により、「スーパーデリバリー」のサイト上は、小売店のニーズに適合した商材の掲載割合が増加いたしました。この他、サイト内の利便性の向上を図る施策を実施したことにより、購入客数と客単価が向上し、商品売上高が増加いたしました。しかしながら、当社が想定している客単価や稼働率には達していないため、当社では引き続き良質な「会員小売店」及び「出展企業」の獲得を推進するとともに、客単価や稼働率の向上を図る様々な施策にも取り組むことで、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高の増加に努めてまいります。

「Paid」については、サービス開始から間もないため、引き続き知名度の向上及び加盟企業とPaidメンバーの獲得に注力してまいります。また、利便性の高い「Paidカート連携サービス」導入のための業務提携を企業間取引や卸売サイトの運営会社等に対し積極的に行う他、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努めてまいります。

売掛債権保証事業

売掛債権保証事業については、保証残高を拡大することで、保証料収入を増加させ事業拡大に努める一方で、審査精度の向上に努めてまいります。

そのために、一定のスキルをもつ人材の充実を図りながら、営業基盤の拡大、販売チャネルの拡充、広告の強化を推進することで、集客力の向上を図り顧客数を拡大してまいります。また、強みである中小企業への与信ノウハウを蓄積・進化させることで、差別化された商品、ポジションを確立してまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

流動性及び資金の源泉

当連結会計年度における流動比率及び自己資本比率は、それぞれ流動比率が196.5%、自己資本比率が46.6%となりました。

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要] (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末より29,387千円減少して2,628,841千円になりました。流動資産は、54,261千円減少して2,271,391千円になりました。減少の主な要因は取引の増加により売掛金が154,286千円増加しましたが、借入金の返済により現金及び預金が236,596千円減少したことによるものです。固定資産は、24,874千円増加して357,450千円になりました。増加の主な要因はソフトウェアとソフトウェア仮勘定が20,863千円増加したことによるものです。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末より、124,621千円減少して1,401,642千円になりました。流動負債は9,652千円増加して1,155,974千円になりました。増加の主な要因は、短期借入金が返済により100,000千円減少しましたが、取引の増加により買掛金が96,775千円増加したことによるものです。固定負債は134,273千円減少して245,667千円になりました。減少の主な要因は、1年内返済予定の長期借入金に振り替えたことにより、長期借入金が139,924千円減少したことによるものです。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末より、95,233千円増加して1,227,198千円になりました。増加の主な要因は当期純利益109,980千円の計上による利益剰余金の増加によるものです。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「(4) 経営戦略の現状と見通し」及び「第2 [事業の状況] 3 [対処すべき課題]」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は80,141千円であります。その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加75,456千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加4,415千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)	
			建物	車両 運搬具	工具、器 具及び 備品	ソフト ウェア	リース 資産	その他		合計
本社 (東京都中央区)	EC事業	事務所	6,798	0	4,347	148,270	-	939	160,356	90 (16)
支社 (大阪府大阪市中央区)	EC事業	事務所	161	-	-	-	-	-	161	11 (-)

(注) 1. 建物には、本社賃借料(年間64,089千円)及び支社賃借料(年間7,686千円)は含まれておりません。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

(2) 国内子会社

平成24年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
				工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	合計	
株式会社トラスト&グロース	本社 (東京都中央区)	売掛債権保証事業	業務施設	612	5,485	6,098	12

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員です。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等(平成24年4月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都中央区)	EC事業	WEBアプリケーション開発	96,000	-	自己資本	平成24年5月	平成25年4月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等(平成24年4月30日現在)

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,568
計	41,568

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,162	18,162	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	18,162	18,162	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成22年11月17日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権付社債の残高(千円)	99,000	99,000
新株予約権の数(個)	33	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、8	1,320	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、8	75,000	同左
新株予約権の行使期間(注)3	自平成22年12月6日 至平成27年12月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4、8	発行価格 75,000資本 組入額 37,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込に関する事項	(注)2(1)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。1株未満の端数を生じた場合は現金より精算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額は、当初金15万円とする。ただし、転換価額は下記～に定めるところにより調整されることがある。

転換価額の調整

本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

転換価額が調整される場合

① 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

③ 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権、その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券の発行又は付与する場合

当社は、本項(2)に掲げた事由によるほか、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う

④ 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき

⑤ 本号)のほか、当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき

⑥ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要が生じたとき

3. 新株予約権を行使できない期間

本新株予約権付社債の買入償却がなされる場合、本新株予約権付社債が償却される時以降

本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合、所定の償還請求書が元利金支払場所に提出された時以降

本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合、期限の利益の喪失時以降

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる

場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資

本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の一部行使はできないものとする
6. 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、当社は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記 ~ の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)2(2)と同様の調整に服する。

- 1) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- 2) その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。

承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない

その他

承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権者は、本新株予約権付社債についての社債を承継新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、本新株予約権付社債についての社債と同様の承継会社等が発行する社債に付された承継新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権者に対し、本新株予約権及び本新株予約権付社債についての社債の代わりに交付できるものとする。

8. 平成23年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付で1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成23年7月8日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,816	1,816
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,816	1,816
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年7月27日 至平成31年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 61,500資本 組入額 30,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注)1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が他社と合併する場合、会社分割をする場合、その他これらの場合に準じて目的株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、本新株予約権1個当たり金61,500円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の譲渡ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1)新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
 - (a)平成25年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合、なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (b)行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円（ただし、上記に準じて取締役会により適切に調整される。）を超過した場合。
- (2)新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株式総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年7月24日 (注)1	50	9,081	5,000	744,900	5,000	598,300
平成21年7月25日 (注)2	-	9,081	-	744,900	496,983	101,316
平成23年5月1日 (注)3	9,081	18,162	-	744,900	-	101,316

(注)1. 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による新株発行であります。

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

3. 平成23年5月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が9,081株増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	11	23	7	3	1,247	1,293	-
所有株式数 (株)	-	19	619	582	465	30	16,447	18,162	-
所有株式数の 割合(%)	-	0.10	3.41	3.20	2.56	0.17	90.56	100	-

(7) 【大株主の状況】

平成24年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
小方 功	東京都品川区	5,986	32.95
安原 幹雄	京都府福知山市	836	4.60
OCBC SECURITIES PRIVATELIMITED-CLIENT A/C (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	18 Church Street #01 - 00 OCBC Centre South Singapore 049479 (東京都品川区東品川2丁目3-14)	372	2.04
石井 俊之	東京都中央区	350	1.92
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田多町2丁目1-1東山ビル	320	1.76
都竹 洋彦	千葉県東金市	300	1.65
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	295	1.62
ラクーン社員持株会	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目18-11	290	1.59
今野 智	東京都世田谷区	278	1.53
辻本 武信	東京都世田谷区	190	1.04
計	-	9,217	50.74

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,162	18,162	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	18,162	-	-
総株主の議決権	-	18,162	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成23年7月8日取締役会決議

会社法に基づき、平成23年7月8日取締役会決議の時に在任する当社取締役及び同日在籍する当社使用人に対して特に有利な条件をもって発行することを、平成23年7月8日の取締役会決議において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 74 子会社取締役 3 子会社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	当社取締役に対し792、当社監査役に対し2、当社従業員に対し822、子会社取締役に対し160、子会社従業員に対し40 合計 1,816 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,500 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が他社と合併する場合、会社分割をする場合、その他これらの場合に準じて目的株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、本新株予約権1個当たり金61,500円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の譲渡ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績を反映した水準で利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として、中間配当することができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、当社の主力事業である「スーパーデリバリー」が2012年2月にサービス開始10周年を迎えたことを記念し、普通配当900円に記念配当100円を加え、1株当たり1,000円の配当を実施することを決定いたしました。

来期以降の配当予想に関しては現段階では未定であります。今後の事業規模拡大に備えるための内部留保の充実を図りながら経営成績の推移及び必要資金の状況を勘案しつつ配当を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化と事業規模拡大のための備えとしたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年7月28日 定時株主総会決議	18,162	1,000

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第12期 平成20年4月	第13期 平成21年4月	第14期 平成22年4月	第15期 平成23年4月	第16期 平成24年4月
最高(円)	322,000	406,000	260,000	200,000 77,100	89,800
最低(円)	134,000	88,000	106,000	97,200 63,400	42,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、印は、株式分割(平成23年5月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年11月	12月	平成24年1月	2月	3月	4月
最高(円)	51,900	53,000	49,700	58,000	70,000	71,500
最低(円)	46,600	47,300	46,650	47,400	53,800	61,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		小方 功	昭和38年7月5日生	昭和63年4月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社 平成5年5月 ラクーントレイドサービス(個人事業主)創業 平成7年9月 有限会社ラクーントレイドサービス設立 取締役社長 平成8年5月 株式会社ラクーンに組織変更 代表取締役社長(現任)	(注)2	5,986
取締役財務担当副社長	管理部長	今野 智	昭和47年1月25日生	平成6年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成10年6月 公認会計士福田勉事務所入所 平成11年1月 東京共同会計事務所入所 平成12年7月 当社財務経理部長 平成12年7月 当社取締役財務経理部長 平成15年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長 平成16年5月 当社取締役副社長兼管理部長 平成20年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 社外取締役	(注)2	278
取締役事業開発担当副社長		石井 俊之	昭和50年2月1日生	平成10年4月 大和ハウス工業株式会社入社 平成12年3月 当社入社 平成13年12月 当社情報戦略部マネージャー 平成14年9月 当社CS推進部長 平成15年1月 当社セールスマネジメント部長 平成15年7月 当社取締役セールスマネジメント部長 平成15年12月 当社取締役事業戦略部長 平成18年5月 当社取締役経営企画室長 平成20年5月 当社取締役社長室長 平成20年7月 当社取締役経営戦略担当副社長兼社長室長 平成21年5月 当社取締役経営戦略担当副社長兼事業企画部長 平成22年12月 当社取締役経営戦略担当副社長 平成23年6月 当社取締役事業開発担当副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 社外取締役	(注)2	350
取締役	社長室長	阿部 智樹	昭和54年10月21日生	平成13年3月 当社入社 平成16年6月 当社セールスマネジメント部長 平成18年5月 当社経営企画室副室長 平成20年5月 当社事業企画部長 平成20年7月 当社取締役事業企画部長 平成21年5月 当社取締役社長室長 平成23年5月 当社取締役リテイルマネージメント部長 平成23年6月 当社取締役社長室長 平成24年5月 当社取締役社長室長兼SD統括本部長(現任)	(注)3	74

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		武田 浩和	昭和52年7月12日生	平成12年4月 株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)入社 平成17年8月 NISリース株式会社(現スマートレンダー株式会社)転籍 平成21年1月 同社代表取締役社長 平成21年5月 中小企業信販機構株式会社(現CBSファイナンシャルサービス株式会社)取締役 平成22年10月 株式会社トラスト&グロース設立 代表取締役社長(現任) 平成23年12月 スマートレンダー株式会社取締役 平成24年6月 同社顧問(現任) 平成24年7月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 代表取締役社長	(注)3	9
常勤監査役		佐藤 博	昭和31年11月19日生	昭和57年1月 株式会社UG都市設計(現株式会社UG都市建築)入社 昭和58年10月 株式会社ハウザー 入社 昭和61年9月 不動産ニュース株式会社(現アットホーム株式会社)入社 平成18年11月 同社 退社 平成20年7月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 社外監査役	(注)4	26
監査役		藤本 忠久	昭和33年10月14日生	昭和61年12月 司法書士登録 平成13年1月 麻布司法書士事務所主宰(現任) 平成18年7月 当社非常勤監査役(現任)	(注)5	39
監査役		中辻 一剛	昭和46年5月19日生	平成9年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成18年7月 勤業衆信會計師事務所(現勤業衆信聯合會計師事務)台北事務所出向 平成22年8月 有限責任監査法人トーマツ帰任 平成23年10月 中辻馬口公認会計士事務所設立代表(現任) 平成23年12月 税理士登録 平成24年7月 当社非常勤監査役(現任)	(注)4	-
計						6,762

- (注) 1. 監査役佐藤博、藤本忠久及び中辻一剛は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成23年7月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 3. 平成24年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 4. 平成24年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 平成22年7月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

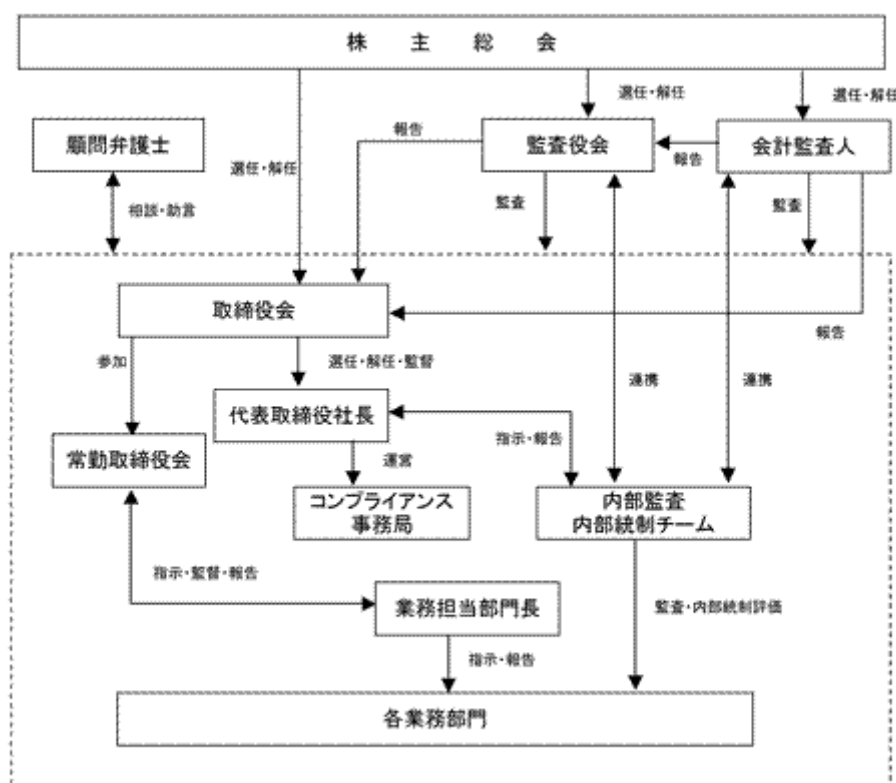
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレートガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。コーポレートガバナンスが有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー（取引先、従業員等）と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作り積極的に取り組んでおります。

なお、当社は今後の事業拡大に伴い組織規模の拡大も伴っていくことから、コーポレートガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由



当社は監査役会制度を採用しております。本報告書提出日現在、取締役会は5名の社内取締役で構成され、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を行うため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、監査役は社外監査役3名によって構成され、うち1名が常勤監査役となっております。常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかのチェックを行っております。なお、当社では、小規模組織であること、適任者がいないことにより社外取締役を設置しておりませんが、取締役会は有効に機能していると考えております。この理由といたしまして、まず、当社の監査役会は、3名全員が社外監査役で構成され高い独立性を有しております。また、常勤監査役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。常勤監査役は、取締役会以外にも社内で開催される諸会議にも出席し、専門的知識と経験を踏まえ、かつ、独立的な立場から積極的に発言するとともに、日常の監査において社内の重要な書類の閲覧を行うことで職務執行の適法性を監査しております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は確保されているものと考えております。

ロ．会社の機関の内容

．取締役会

取締役会は、本報告書提出日現在、取締役5名、監査役3名により構成されており、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、重要な業務執行並びに株主総会の決議によって委任された事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

．監査役会

監査役会は、本報告書提出日現在、監査役3名によって構成されており、定時監査役会を年6回、臨時監査役会を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

．常勤取締役会

常勤取締役会は、本報告書提出日現在、常勤取締役5名により構成されており、必要に応じて適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未済の経営の重要事項についての審議を行っております。

．コンプライアンス事務局

コンプライアンス推進のため、コンプライアンス事務局を設置しております。代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、管理部法務担当者をコンプライアンス担当事務局としております。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンスマニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修を実施しております。

．内部統制チーム

内部統制の整備・運用状況の評価のため、内部統制チームを設置しております。評価責任者である代表取締役社長及び取締役財務担当副社長に任命された担当者が内部統制評価基本計画書に基づき、整備と運用評価を実施しております。なお、各担当者は兼務部署の評価は行わないこととしております。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社の内部統制システムは、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

１．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

２．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署として整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する常勤取締役会において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

常勤取締役が出席する常勤取締役会を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未済の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

5．当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督・監視または監査を行う。

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって、子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。

必要に応じて当社と子会社間の連携を強化するために、当社の取締役と子会社の取締役等で連絡会議を開催する。当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行うものとする。

6．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

7．前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。

8．取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることが出来る。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることが出来る。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役社長直轄のもと、代表取締役社長に任命された管理部内に設置する内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査に関する責任者は管理部長とし、担当者は、管理部総務人事担当所属員としております。ただし、管理部総務人事担当に対する監査については、担当者は管理部財務経理担当所属員としております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。将来的に専任の内部監査担当者を設置することも積極的に検討する予定です。

監査役会は監査役3名によって構成され、3名全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。常勤監査役につきましては、これまで培ってきたビジネス経験から、多岐にわたる専門的な知識と経験を保有しており、財務及び会計に関しても相当程度の知見を有しております。

監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会の他、社内的重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

常勤監査役は、内部監査担当者の作成した「内部監査報告書」を随時、閲覧チェックする他、必要に応じて内部監査に同席しております。また、内部統制チームと会計監査人との内部統制の評価結果報告会等に出席し、報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

監査役会と会計監査人とは四半期決算ごとに会合をもち、会計監査の方法及び結果について報告を受ける等、緊密に連絡をとっております。

常勤監査役、内部監査担当者及び内部統制チームは検証した内部統制システムの結果を内部統制部門へ随時報告を行っております。報告を受けた内部統制部門は、必要に応じて、常勤監査役、内部監査担当者及び内部統制チームの助言を受けながら、内部統制システムの改善を図っております。

社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役の佐藤博氏は、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験や実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。当社と同氏の間には、特別な人的関係、その他利害関係はありません。なお、同氏は「5 役員の状況」に記載のとおり当社の株式26株を保有しておりますが、重要性はないと判断しており、必要な独立性を有しているものと考えております。従いまして、同氏は東京証券取引所が義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められるため、独立役員に指定しております。

社外監査役の藤本忠久氏は、司法書士としての法的知見を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。当社と同氏の間には、特別な人的関係、資本関係、その他利害関係はありません。なお、同氏は「5 役員の状況」に記載のとおり当社の株式39株を保有しておりますが、重要性はないと判断しており、必要な独立性を有しているものと考えております。

社外監査役の中辻一剛は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツをすでに退社しており、同法人在籍時に当社および当社子会社の監査に従事していませんでした。また、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を遂行できるものと判断し、選任しております。当社と同氏の間には、特別な人的関係、資本関係、その他利害関係はありません。

当社は、社外監査役に対して、専門的知識と経験を踏まえ、かつ独立的な立場から積極的に発言し、取締役の影響をうけずに業務執行を客観的に監査することを期待しております。

なお、当社では社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特段定めてはおりませんが、外部の視点と経験を活かし、企業の健全性を確保、透明性の高い公正な経営監視体制を確立する視点から監査することを期待して選任しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	62	62	-	-	-	4
社外役員	8	8	-	-	-	3

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年7月29日開催の第9回定時株主総会において年額180百万円以内
 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成17年7月29日開催の第9回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いた
 だいております。

ロ．役員ごとの報酬等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、各取締役の報酬は、従業員の平均年収を参考に、当社の業績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮した上で決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は松野雄一郎、佐々田博信の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、会計士補等7名であり、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しております。

なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役のいずれも100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（２）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	20,700	-	21,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20,700	-	21,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年5月1日から平成24年4月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年5月1日から平成24年4月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加等を行っております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,072,211	835,614
売掛金	1,068,238	1,222,525
求償債権	¹ 28,771	¹ 27,099
たな卸資産	² 1,413	² 1,085
繰延税金資産	159,938	132,732
その他	23,796	62,081
貸倒引当金	28,718	9,749
流動資産合計	2,325,652	2,271,391
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,244	18,394
減価償却累計額	9,978	11,434
建物(純額)	9,266	6,959
車両運搬具	1,419	1,419
減価償却累計額	1,419	1,419
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	16,255	17,841
減価償却累計額	13,155	12,394
工具、器具及び備品(純額)	3,100	5,446
有形固定資産合計	12,366	12,405
無形固定資産		
ソフトウェア	138,640	153,756
ソフトウェア仮勘定	14,169	19,916
のれん	93,150	83,430
その他	1,423	939
無形固定資産合計	247,383	258,042
投資その他の資産		
投資有価証券	11,201	10,145
敷金及び保証金	57,227	57,335
繰延税金資産	3,935	19,448
その他	462	72
投資その他の資産合計	72,826	87,001
固定資産合計	332,576	357,450
資産合計	2,658,228	2,628,841

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	694,856	791,632
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	158,084	162,274
未払金	36,850	42,655
未払法人税等	28,514	5,751
保証履行引当金	20,175	23,714
賞与引当金	19,093	23,117
販売促進引当金	19,130	20,880
災害損失引当金	760	-
その他	68,856	85,950
流動負債合計	1,146,322	1,155,974
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	99,000	99,000
長期借入金	278,418	138,494
資産除去債務	2,523	2,567
その他	-	5,605
固定負債合計	379,941	245,667
負債合計	1,526,263	1,401,642
純資産の部		
株主資本		
資本金	744,900	744,900
資本剰余金	132,372	132,372
利益剰余金	254,519	349,516
株主資本合計	1,131,791	1,226,788
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	173	882
その他の包括利益累計額合計	173	882
新株予約権	-	1,292
純資産合計	1,131,964	1,227,198
負債純資産合計	2,658,228	2,628,841

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
売上高	8,057,083	9,101,477
売上原価	6,718,062	7,608,090
売上総利益	1,339,021	1,493,386
販売費及び一般管理費	¹ 1,213,668	¹ 1,352,966
営業利益	125,352	140,419
営業外収益		
受取利息	280	194
受取配当金	1,081	940
受取手数料	358	6,207
雑収入	245	527
営業外収益合計	1,965	7,869
営業外費用		
支払利息	5,551	6,370
社債利息	2,949	7,423
社債発行費	1,933	-
雑損失	53	1,177
営業外費用合計	10,487	14,971
経常利益	116,830	133,318
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,119	-
事務所移転費用	2,324	-
投資有価証券評価損	5,344	-
固定資産除却損	² 11,049	² 1,893
減損損失	³ 17,639	-
災害による損失	⁴ 6,738	⁴ 197
特別損失合計	44,216	2,090
税金等調整前当期純利益	72,613	131,227
法人税、住民税及び事業税	26,066	3,718
過年度法人税等	1,760	5,835
法人税等調整額	116,111	11,692
法人税等合計	88,285	21,246
少数株主損益調整前当期純利益	160,898	109,980
当期純利益	160,898	109,980

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	160,898	109,980
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,181	1,056
その他の包括利益合計	4,181	1,056
包括利益	165,080	108,924
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	165,080	108,924
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	744,900	744,900
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	744,900	744,900
資本剰余金		
当期首残高	132,372	132,372
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	132,372	132,372
利益剰余金		
当期首残高	108,150	254,519
当期変動額		
剰余金の配当	14,529	14,983
当期純利益	160,898	109,980
当期変動額合計	146,369	94,997
当期末残高	254,519	349,516
株主資本合計		
当期首残高	985,422	1,131,791
当期変動額		
剰余金の配当	14,529	14,983
当期純利益	160,898	109,980
当期変動額合計	146,369	94,997
当期末残高	1,131,791	1,226,788
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,008	173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,181	1,056
当期変動額合計	4,181	1,056
当期末残高	173	882
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,008	173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,181	1,056
当期変動額合計	4,181	1,056
当期末残高	173	882

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,292
当期変動額合計	-	1,292
当期末残高	-	1,292
純資産合計		
当期首残高	981,414	1,131,964
当期変動額		
剰余金の配当	14,529	14,983
当期純利益	160,898	109,980
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,181	236
当期変動額合計	150,550	95,233
当期末残高	1,131,964	1,227,198

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	72,613	131,227
減価償却費	60,493	67,737
貸倒引当金の増減額（ は減少）	25,737	18,963
保証履行引当金増減額（ は減少）	3,820	3,538
受取利息及び受取配当金	1,361	1,135
支払利息及び社債利息	8,500	13,794
減損損失	17,639	-
移転費用	2,324	-
固定資産除却損	11,049	1,893
投資有価証券評価損益（ は益）	5,344	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,119	-
売上債権の増減額（ は増加）	96,019	154,286
求償債権の増減額（ は増加）	2,716	1,671
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,148	327
仕入債務の増減額（ は減少）	32,472	96,775
前受金の増減額（ は減少）	5,167	12,336
前渡金の増減額（ は増加）	1,240	1,240
その他	32,961	1,114
小計	100,500	157,266
利息及び配当金の受取額	1,361	1,135
利息の支払額	8,178	13,428
移転費用の支払額	2,324	-
法人税等の支払額	2,290	55,675
営業活動によるキャッシュ・フロー	89,068	89,298
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,368	647
無形固定資産の取得による支出	67,190	74,990
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 95,216	-
定期預金の払戻による収入	10,036	-
従業員に対する貸付けによる支出	300	-
従業員に対する貸付金の回収による収入	49	250
敷金の差入による支出	544	-
敷金の回収による収入	36	340
差入保証金の差入による支出	-	448
投資活動によるキャッシュ・フロー	154,496	75,496

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	100,000	100,000
長期借入れによる収入	300,000	30,000
長期借入金の返済による支出	104,804	165,734
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	99,000	-
新株予約権の発行による収入	-	1,295
配当金の支払額	14,529	14,983
その他	-	659
財務活動によるキャッシュ・フロー	379,666	250,081
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	314,238	236,278
現金及び現金同等物の期首残高	756,767	1,071,005
現金及び現金同等物の期末残高	1,071,005	834,726

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社トラスト&グローブ

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社トラスト&グローブの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他の有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

たな卸資産

イ 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下の方法により算定）を採用しております。

ロ 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下の方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度における損失発生見込額を計上しております。

求償債権引当金

求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、連結子会社では控除対象外消費税を当連結会計年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 資産から直接控除した求償債権引当金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
求償債権	233,624千円	174,850千円

2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
商品	1,133千円	756千円
貯蔵品	280	329

3 保証債務

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証引受を行っており、下記保証債権残高は当社が提携している保証枠の金額を記載しております。

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
保証債権残高	1,550,051千円	2,461,720千円
保証履行引当金	20,175	23,714
計	1,529,875	2,438,006

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	- 千円	300,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	300,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当連結会計年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
広告宣伝費	60,865千円	85,327千円
販売促進費	68,749	75,628
販売促進引当金繰入額	19,130	20,880
決済手数料	113,292	82,792
役員報酬	69,035	103,032
給与手当	404,831	463,932
賞与引当金繰入額	15,758	23,117
貸倒引当金繰入額	24,568	5,298

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)		当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
ソフトウェア仮勘定	11,049千円	建物	516千円
		工具、器具及び備品	66
		ソフトウェア	690
		その他	620
計	11,049	計	1,893

3 減損損失

前連結会計年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア	17,639千円

当社グループは、原則として減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

なお、回収可能価額は当該資産は自社で開発したソフトウェアであり、売却や転用が困難のため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)

該当事項はありません。

4 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)		当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
貸倒引当金繰入額	4,950千円	被災した取引先に対する復旧支援費用	197千円
災害損失引当金繰入額	760		
その他	1,028		
計	6,738		197

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)

その他の包括利益に係る組替調整額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	1,056千円
組替調整額	-
税効果調整前	1,056
税効果額	-
その他有価証券評価差額金	1,056
その他の包括利益合計	1,056

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年5月1日至平成23年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,081	-	-	9,081
合計	9,081	-	-	9,081

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債 (平成22年12月6日発 行)	普通株式	-	660	-	660	-
合計			-	660	-	660	-

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年7月24日 定時株主総会	普通株式	14,529	1,600	平成22年4月30日	平成22年7月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年7月23日 定時株主総会	普通株式	14,983	利益剰余金	1,650	平成23年4月30日	平成23年7月25日

当連結会計年度（自平成23年5月1日至平成24年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,081	9,081	-	18,162
合計	9,081	9,081	-	18,162

（注）普通株式の発行済株式の株式数の増加9,081株は、株式分割（1：2）による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債 （平成22年12月6日発 行）（注）1	普通株式	660	660	-	1,320	-
	平成23年第3回新株予 約権（注）2、3	普通株式	-	1,820	4	1,816	1,292
	合計	-	660	2,480	4	3,136	1,292

（注）1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年12月6日発行）の当連結会計年度の増加は、株式分割（1：2）による増加であります。

2. 平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年7月23日 定時株主総会	普通株式	14,983	1,650	平成23年4月30日	平成23年7月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年7月28日 定時株主総会	普通株式	18,162	利益剰余金	1,000	平成24年4月30日	平成24年7月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月 30日)
現金及び預金勘定	1,072,211千円	835,614千円
別段預金	1,206	888
現金及び現金同等物	1,071,005	834,726

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月 30日)

株式の取得により新たに株式会社トラスト&グロースを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社トラスト&グロース株式の取得価額と株式会社トラスト&グロース取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	254,405千円
固定資産	-
のれん	97,200
流動負債	80,728
固定負債	-
株式の取得価額	270,877
現金及び現金同等物	175,660
差引：株式取得のための支出	95,216

当連結会計年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月 30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度(平成23年4月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	24,884	20,045	4,838
合計	24,884	20,045	4,838

(単位：千円)

	当連結会計年度(平成24年4月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	24,884	24,193	691
合計	24,884	24,193	691

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	4,489	1,496
1年超	1,496	-
合計	5,985	1,496

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当連結会計年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
支払リース料	7,583	4,489
減価償却費相当額	7,117	4,392
支払利息相当額	263	96

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である投資信託は、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後4年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

(ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成23年4月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,072,211	1,072,211	-
(2) 売掛金	1,068,238		
貸倒引当金	28,718		
	1,039,520	1,039,520	-
(3) 求償債権	28,771	28,771	-
(4) 投資有価証券	11,201	11,201	-
(5) 敷金及び保証金	57,227	49,839	7,387
資産計	2,208,931	2,201,543	7,387
(1) 買掛金	694,856	694,856	-
(2) 未払金	36,850	36,850	-
(3) 未払法人税等	28,514	28,514	-
(4) 短期借入金	100,000	100,000	-
(5) 長期借入金()	436,502	435,649	852
(6) 転換社債型新株予約権付社債	99,000	97,809	1,190
負債計	1,395,723	1,393,680	2,043

()長期借入金は1年内返済予定長期借入金と合計して表示しております。

当連結会計年度（平成24年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	835,614	835,614	-
(2) 売掛金	1,222,525		
貸倒引当金	9,749		
	1,212,776	1,212,776	-
(3) 求償債権	27,099	27,099	-
(4) 投資有価証券	10,145	10,145	-
(5) 敷金及び保証金	57,335	52,601	4,733
資産計	2,142,971	2,138,237	4,733
(1) 買掛金	791,632	791,632	-
(2) 未払金	42,655	42,655	-
(3) 未払法人税等	5,751	5,751	-
(4) 短期借入金	-	-	-
(5) 長期借入金()	300,768	301,114	346
(6) 転換社債型新株予約権付社債	99,000	98,406	593
負債計	1,239,807	1,239,559	247

()長期借入金は1年内返済予定長期借入金と合計して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
保証債務	1,550,051	2,461,720

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年4月30日)

	1年以内(千円)
(1) 現金及び預金	1,072,211
(2) 売掛金	1,068,238

(注) 求償債権28,771千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

当連結会計年度(平成24年4月30日)

	1年以内(千円)
(1) 現金及び預金	835,614
(2) 売掛金	1,222,525

(注) 求償債権27,099千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

4. 長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年4月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,545	1,372	173
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	9,655	9,655	-
合計		11,201	11,028	173

当連結会計年度(平成24年4月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	10,145	11,028	882
合計		10,145	11,028	882

2. 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

前連結会計年度において、投資有価証券について5,344千円減損処理を行っております。なお、当連結会計年度において、該当事項はありません。

また、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
現金及び預金	-	1,295

2. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権	平成23年 第3回 新株予約権 (注) 1
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 29名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 32名	当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 76名 子会社取締役 3名 子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプション等の数 (注) 2	普通株式 1,754株	普通株式 274株	普通株式 26株	普通株式 1,820株
付与日	平成16年8月6日	平成17年8月12日	平成17年10月21日	平成23年7月27日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成18年9月 1日至 平成26年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日	自 平成23年7月27日 至 平成31年7月26日

(注) 1. 対価として、現金及び預金1,295千円を取得しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成16年及び平成17年の新株予約権については、平成23年 5月 1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 権利確定条件は次のとおりであります。

(イ) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(ハ) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(ニ) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができない。

(ホ) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(イ) 新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができます。

(a) 平成25年 4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円(ただし、「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (2) [新株予約権等の状況] 会社法に基づき発行した新株予約権(注) 2」に準じて取締役会により適切に調整される。)を超過した場合。

(ロ) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りはない。

- (ハ) 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
- (ニ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ホ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年4月期）において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション等の数

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権	平成23年 第3回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	1,820
失効	-	-	-	4
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	1,816
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	484	64	12	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	484	64	12	-
未行使残	-	-	-	-

(注) 平成16年及び平成17年の新株予約権については、付与対象者全員の権利放棄により、平成23年7月に全部消滅しております。

単価情報

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権	平成23年 第3回 新株予約権
権利行使価格（円）	196,612	196,612	196,612	61,500
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-	712

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	平成23年 第3回 新株予約権
株価変動性(注)1	83.82%
予想残存期間(注)2	8年
予想配当(注)3	1.34円/株
無リスク利率(注)4	0.88%

- (注) 1. 平成18年4月6日から平成23年7月7日までの株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の満期日に行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成23年4月期の配当実績によっております。
4. 満期までの期間に対応した償還年月日(平成31年6月20日)の長期国債302の流通利回りであります。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税等	11,925千円	1,440千円
賞与引当金	7,829	8,835
未払費用否認	15,587	7,817
販売促進引当金	7,784	7,936
保証履行引当金	8,483	9,350
一括償却資産	159	143
貸倒引当金	10,476	3,705
求償債権引当金	98,233	49,414
災害損失引当金	1,559	-
繰越欠損金	7,918	46,066
その他	-	4
繰延税金資産(流動)小計	169,957	134,715
評価性引当額	9,996	-
繰延税金資産(流動)合計	159,960	134,715
繰延税金負債(流動)		
未収還付事業税	-	1,982
前払税金	22	-
繰延税金負債(流動)合計	22	1,982
繰延税金資産(流動)の純額	159,938	132,732
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	9,858	5,192
一括償却資産	300	224
投資有価証券評価損	3,650	3,410
資産除去債務	1,026	914
繰越欠損金	123,802	82,027
その他	-	13
繰延税金資産(固定)小計	138,639	91,781
評価性引当額	134,242	71,915
繰延税金資産(固定)合計	4,396	19,865
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	461	416
繰延税金負債(固定)合計	461	416
繰延税金資産(固定)の純額	3,935	19,448

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当連結会計年度 (平成24年4月30日)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.92	0.32
住民税均等割	3.35	3.26
過年度法人税等	-	4.45
税制改正による影響	-	14.27
連結修正による影響	7.60	2.67
繰延税金資産の回収可能性の見直し	130.92	-
評価性引当額	48.16	48.73
その他	3.95	0.75
税効果会計適用後の法人税等の負担率	121.58	16.19

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年5月1日に開始する連結会計年度から平成26年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年5月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は10,368千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前所得金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は8,951千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供しており、本社にサービス別の事業本部及び子会社を置き、各事業本部及び子会社は、サービスの向上に努めながら、売上及び利益の拡大を図り、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「EC事業」及び「売掛債権保証事業」の2つを報告セグメントとしております。

「EC事業」は、企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」の運営を中心に、「売掛債権保証事業」は、企業の取引先に対する売掛債権を保証するサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	EC事業	売掛債権 保証事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,001,782	55,300	8,057,083	-	8,057,083
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	32,532	32,532	32,532	-
計	8,001,782	87,833	8,089,616	32,532	8,057,083
セグメント利益	80,142	23,500	103,643	21,709	125,352
セグメント資産	2,491,308	340,469	2,831,778	173,549	2,658,228
セグメント負債	1,466,575	73,117	1,539,693	13,429	1,526,263
その他の項目					
減価償却費	55,626	116	55,743	-	55,743
特別損失	39,372	4,946	44,319	102	44,216
(固定資産除却損)	(11,049)	-	(11,049)	-	(11,049)
(減損損失)	(17,639)	-	(17,639)	-	(17,639)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	70,598	1,143	71,742	-	71,742

(注) 1. セグメント利益の調整額21,709千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整をおこなっております。

4. セグメント負債は、連結貸借対照表の負債合計と調整をおこなっております。

当連結会計年度（自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	EC事業	売掛債権 保証事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,908,528	192,948	9,101,477	-	9,101,477
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	99,815	99,815	99,815	-
計	8,908,528	292,764	9,201,292	99,815	9,101,477
セグメント利益	94,190	30,486	124,676	15,742	140,419
セグメント資産	2,457,383	355,668	2,813,051	184,209	2,628,841
セグメント負債	1,348,294	68,812	1,417,106	15,463	1,401,642
その他の項目					
減価償却費	56,628	999	57,627	-	57,627
特別損失 (固定資産除却損)	2,090 (1,893)	- -	2,090 (1,893)	- -	2,090 (1,893)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	73,584	6,556	80,141	-	80,141

- (注) 1. セグメント利益の調整額15,742千円は、セグメント間取引消去であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。
3. セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整をおこなっております。
4. セグメント負債は、連結貸借対照表の負債合計と調整をおこなっております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成22年5月1日至平成23年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分がセグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分がセグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

（単位：千円）

	EC事業	売掛債権保証事業	合計
減損損失	17,639	-	17,639

当連結会計年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

（単位：千円）

	EC事業	売掛債権保証事業	合計
当期償却額	-	4,050	4,050
当期末残高	-	93,150	93,150

当連結会計年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

（単位：千円）

	EC事業	売掛債権保証事業	合計
当期償却額	-	9,720	9,720
当期末残高	-	83,430	83,430

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当連結会計年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり純資産額	62,326.00円	67,498.40円
1株当たり当期純利益金額	8,859.09円	6,055.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	8,703.46円	5,871.24円

(注) 1. 当社は、平成23年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をしております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、当連結会計年度に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 124,652.01円
1株当たり当期純利益金額 17,718.18円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 17,406.91円

(注) 2. 1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当連結会計年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	160,898	109,980
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	160,898	109,980
普通株式の期中平均株式数(株)	18,162	18,162
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	1,768	4,402
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	(1,768)	(4,402)
普通株式増加数(株)	528	1,320
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(528)	(1,320)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年8月6日発行第1回新株予約権484個、平成17年8月12日発行第2回新株予約権64個及び平成17年10月21日発行第2回の2回新株予約権12個	平成23年7月8日第3回新株予約権1,816個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社ラクーン	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成年月日					平成年月日
		22.12.6	99,000	99,000	7.5	なし	27.12.5
合計	-	-	99,000	99,000	-	-	-

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	75,000
発行価額の総額(千円)	99,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自平成22年12月6日 至平成27年12月5日

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	99,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	158,084	162,274	1.657	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	791	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	278,418	138,494	1.518	平成25～28年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	2,505	-	平成28年6月
その他有利子負債	-	-	-	-
計	536,502	304,065	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	85,744	32,750	20,000	-
リース債務	791	791	791	131

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定より記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,141,619	4,325,608	6,709,335	9,101,477
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	26,184	48,121	100,299	131,227
四半期(当期)純利益金額 (千円)	21,120	33,919	89,594	109,980
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	1,162.89	1,867.61	4,933.08	6,055.54

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1,162.89	704.72	3,065.47	1,122.46

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	870,765	648,259
売掛金	1,065,289	1,217,851
たな卸資産	² 1,364	² 989
前払費用	14,011	14,342
繰延税金資産	49,799	60,943
その他	¹ 7,228	¹ 3,945
貸倒引当金	25,745	9,749
流動資産合計	1,982,714	1,936,582
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,244	18,394
減価償却累計額	9,978	11,434
建物(純額)	9,266	6,959
車両運搬具	1,419	1,419
減価償却累計額	1,419	1,419
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	15,112	16,050
減価償却累計額	13,038	11,702
工具、器具及び備品(純額)	2,073	4,347
有形固定資産合計	11,339	11,307
無形固定資産		
特許出願権等	1,035	551
ソフトウェア	138,640	148,270
ソフトウェア仮勘定	14,169	19,916
その他	387	387
無形固定資産合計	154,232	169,126
投資その他の資産		
関係会社株式	270,877	270,877
投資有価証券	11,201	10,145
敷金及び保証金	56,683	56,683
長期前払費用	399	-
繰延税金資産	3,797	2,588
その他	62	72
投資その他の資産合計	343,022	340,367
固定資産合計	508,594	520,800
資産合計	2,491,308	2,457,383

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	694,856	791,632
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	158,084	162,274
未払金	46,174	52,297
未払費用	18,596	17,386
未払法人税等	4,739	5,396
未払消費税等	12,684	14,664
賞与引当金	14,675	19,701
販売促進引当金	19,130	20,880
災害損失引当金	760	-
前受金	4,918	6,945
預り金	11,348	9,564
その他	666	1,883
流動負債合計	1,086,633	1,102,626
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	99,000	99,000
長期借入金	278,418	138,494
資産除去債務	2,523	2,567
その他	-	5,605
固定負債合計	379,941	245,667
負債合計	1,466,575	1,348,294
純資産の部		
株主資本		
資本金	744,900	744,900
資本剰余金		
資本準備金	101,316	101,316
その他資本剰余金	31,055	31,055
資本剰余金合計	132,372	132,372
利益剰余金		
利益準備金	1,452	2,951
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	145,834	228,455
利益剰余金合計	147,287	231,406
株主資本合計	1,024,559	1,108,678
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	173	882
評価・換算差額等合計	173	882
新株予約権	-	1,292
純資産合計	1,024,732	1,109,089
負債純資産合計	2,491,308	2,457,383

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
売上高	8,001,782	8,908,528
売上原価	6,689,376	7,515,153
売上総利益	1,312,406	1,393,375
販売費及び一般管理費	1,232,264 ^{1, 2}	1,299,184 ^{1, 2}
営業利益	80,142	94,190
営業外収益		
受取利息	273	184
受取配当金	1,081	940
受取手数料	358	6,207
経営指導料	4,285 ¹	14,182 ¹
雑収入	383	137
営業外収益合計	6,381	21,652
営業外費用		
支払利息	5,551	6,370
社債利息	2,949	7,423
社債発行費	1,933	-
雑損失	45	1,174
営業外費用合計	10,480	14,968
経常利益	76,043	100,874
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,119	-
事務所移転費用	453	-
投資有価証券評価損	5,344	-
固定資産除却損	11,049 ³	1,893 ³
減損損失	17,639 ⁴	-
災害による損失	3,766 ⁵	197 ⁵
特別損失合計	39,372	2,090
税引前当期純利益	36,671	98,784
法人税、住民税及び事業税	2,290	3,780
過年度法人税等	1,760	5,835
法人税等調整額	21,045	9,934
法人税等合計	16,995	318
当期純利益	53,666	99,102

【売上原価明細書】
 (EC事業売上原価)

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)		当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品仕入高		6,676,113	99.8	7,487,837	99.6
その他売上原価		13,262	0.2	27,315	0.4
EC事業売上原価		6,689,376	100.0	7,515,153	100.0

(注) その他売上原価は、EC事業に係る決済手数料等であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	744,900	744,900
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	744,900	744,900
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	101,316	101,316
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	101,316	101,316
その他資本剰余金		
当期首残高	31,055	31,055
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,055	31,055
資本剰余金合計		
当期首残高	132,372	132,372
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	132,372	132,372
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	1,452
当期変動額		
利益準備金の積立	1,452	1,498
当期変動額合計	1,452	1,498
当期末残高	1,452	2,951
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	108,150	145,834
当期変動額		
剰余金の配当	14,529	14,983
利益準備金の積立	1,452	1,498
当期純利益	53,666	99,102
当期変動額合計	37,684	82,620
当期末残高	145,834	228,455
利益剰余金合計		
当期首残高	108,150	147,287
当期変動額		
剰余金の配当	14,529	14,983
当期純利益	53,666	99,102
当期変動額合計	39,137	84,119
当期末残高	147,287	231,406

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
株主資本合計		
当期首残高	985,422	1,024,559
当期変動額		
剰余金の配当	14,529	14,983
当期純利益	53,666	99,102
当期変動額合計	39,137	84,119
当期末残高	1,024,559	1,108,678
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,008	173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,181	1,056
当期変動額合計	4,181	1,056
当期末残高	173	882
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1,292
当期変動額合計	-	1,292
当期末残高	-	1,292
純資産合計		
当期首残高	981,414	1,024,732
当期変動額		
剰余金の配当	14,529	14,983
当期純利益	53,666	99,102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,181	236
当期変動額合計	43,318	84,356
当期末残高	1,024,732	1,109,089

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物..... 3～15年

車両運搬具..... 2年

工具、器具及び備品..... 5～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
流動資産		
未収入金	1,100千円	1,312千円
流動負債		
未払金	13,429	14,134

2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
商品	1,133千円	756千円
貯蔵品	231	233

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	- 千円	300,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	300,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
関係会社への決済手数料	51,187千円	105,181千円
関係会社よりの経営指導料	4,285	14,182

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度73%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
広告宣伝費	60,564千円	79,179千円
販売促進費	68,449	75,239
販売促進引当金繰入額	19,130	20,880
配送料	2,504	1,925
決済手数料	164,479	177,836
役員報酬	63,732	70,932
給与手当	393,417	414,293
賞与引当金繰入額	14,675	19,701
貸倒引当金繰入額	24,568	3,292
減価償却費	56,326	56,628
地代家賃	70,581	70,114

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
ソフトウェア仮勘定	11,049千円	建物 516千円 工具、器具及び備品 66 ソフトウェア 690 その他 620
計	11,049	1,893

4 減損損失

前事業年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア	17,639千円

当社は、原則として減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

なお、回収可能価額は当該資産は自社で開発したソフトウェアであり、売却や転用が困難のため、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)

該当事項はありません。

5 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	
貸倒引当金繰入額	1,977千円	被災した取引先に対する復旧支援費用	197千円
災害損失引当金繰入額	760		
その他	1,028		
計	3,766		197

(株主資本等変動計算書関係)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成23年4月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	24,884	20,045	4,838
合計	24,884	20,045	4,838

(単位：千円)

	当事業年度(平成24年4月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	24,884	24,193	691
合計	24,884	24,193	691

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	4,489	1,496
1年超	1,496	-
合計	5,985	1,496

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
支払リース料	7,583	4,489
減価償却費相当額	7,117	4,392
支払利息相当額	263	96

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は270,877千円、前事業年度の貸借対照表計上額は270,877千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税等	1,928千円	1,440千円
賞与引当金	5,972	7,488
未払費用否認	15,364	6,922
販売促進引当金	7,784	7,936
一括償却資産	67	-
貸倒引当金	10,476	3,705
災害損失引当金	309	-
繰越欠損金	7,918	33,448
繰延税金資産(流動)小計	49,821	60,943
評価性引当額	-	-
繰延税金資産(流動)合計	49,821	60,943
繰延税金負債(流動)		
前払税金	22	-
繰延税金負債(流動)合計	22	-
繰延税金資産(流動)の純額	49,799	60,943
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	9,858	5,192
一括償却資産	163	123
投資有価証券評価損	3,650	3,410
資産除去債務	1,026	914
繰越欠損金	123,802	65,280
繰延税金資産(固定)小計	138,501	74,921
評価性引当額	134,242	71,915
繰延税金資産(固定)合計	4,259	3,005
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	461	416
繰延税金負債(固定)合計	461	416
繰延税金資産(固定)の純額	3,797	2,588

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.07	0.34
住民税均等割	6.24	3.83
過年度法人税等	-	5.91
税制改正による影響	-	13.00
評価性引当額	95.37	64.73
その他	0.98	0.64
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.35	0.32

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年5月1日に開始する事業年度から平成26年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は4,449千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前所得金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は8,951千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり純資産額	56,421.81円	60,995.27円
1株当たり当期純利益金額	2,954.90円	5,456.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	5,312.89円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成23年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をしております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 112,843.62円

1株当たり当期純利益金額 5,909.79円

(注)3. 1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	53,666	99,102
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	53,666	99,102
期中平均株式数(株)	18,162	18,162
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	4,402
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	-	(4,402)
普通株式増加数(株)	-	1,320
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	-	(1,320)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年8月6日発行第1回新株予約権484個、平成17年8月12日発行第2回新株予約権64個及び平成17年10月21日発行第2回の2新株予約権12個、平成22年12月6日第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(額面総額99,000千円) なお、この概要は連結財務諸表の「社債明細表」に記載のとおりであります。	平成23年7月8日発行第3回新株予約権1,816個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【その他】

		種類及び銘柄	投資口数(千口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	グローバル債券ファンド	13,506	8,849
		グローバルREIT	3,733	1,296
		計	17,240	10,145

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	19,244	-	516	18,394	11,434	1,790	6,959
車両運搬具	1,419	-	-	1,419	1,419	-	0
工具、器具及び備品	15,112	3,768	66	16,050	11,702	1,427	4,347
有形固定資産計	35,776	3,768	582	35,864	24,556	3,217	11,307
無形固定資産							
特許出願権等	1,580	269	891	957	405	132	551
ソフトウェア	279,463	63,598	44,564	298,497	150,227	53,227	148,270
ソフトウェア仮勘定	14,169	69,547	63,800	19,916	-	-	19,916
その他	387	-	-	387	-	-	387
無形固定資産計	295,600	133,415	109,256	319,759	150,632	53,410	169,126

(注) 1. 当期増加の主な内訳

ソフトウェア 後払い決済サービス「Paid」の構築 37,928千円
SD検索導線機能の向上化 11,477千円

2. ソフトウェアの当期減少は、自社利用ソフトウェアの除却に伴うものであります。

3. ソフトウェア仮勘定は自社開発システム中の仕掛勘定であり、完成後、運用開始時点でソフトウェアに振り替えております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	25,745	3,345	12,196	7,144	9,749
賞与引当金	14,675	19,701	14,675	-	19,701
販売促進引当金	19,130	20,880	-	19,130	20,880
災害損失引当金	760	-	760	-	-

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、債権回収に伴う戻入額であります。

2. 販売促進引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替処理によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	799
預金	
普通預金	626,567
別段預金	888
定期預金	20,004
小計	647,459
合計	648,259

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジェーシービー	182,351
ユーシーカード株式会社	90,417
株式会社アプラス	51,270
その他	893,811
合計	1,217,851

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 366
1,065,289	10,142,105	9,989,543	1,217,851	89.13	41.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額(千円)
在庫商品	756
合計	756

ニ．貯蔵品

区分	金額(千円)
切手等	233
合計	233

固定資産
関係会社株式

区分	金額(千円)
株式会社トラスト&グロース(子会社株式)	270,877
合計	270,877

流動負債
イ.買掛金

相手先	金額(千円)
サカベ株式会社	32,372
株式会社ラズリンダ	15,891
株式会社ゼノンインターナショナル	10,460
株式会社パーピュア	9,167
株式会社キシマ	9,034
その他	714,705
合計	791,632

ロ.1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	80,724
株式会社みずほ銀行	40,000
株式会社三井住友銀行	30,500
株式会社商工組合中央金庫	11,050
合計	162,274

固定負債
長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	67,194
株式会社みずほ銀行	60,000
株式会社商工組合中央金庫	11,300
合計	138,494

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.raccoon.ne.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自平成22年5月1日至平成23年4月30日）平成23年7月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年7月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第16期第1四半期）（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）平成23年9月12日関東財務局長に提出

（第16期第2四半期）（自平成23年8月1日至平成23年10月31日）平成23年12月15日関東財務局長に提出

（第16期第3四半期）（自平成23年11月1日至平成24年1月31日）平成24年3月15日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年7月19日

株式会社ラクーン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐々田 博 信 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成23年5月1日から平成24年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社の平成24年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ラクーンの平成24年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ラクーンが平成24年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年7月19日

株式会社ラクーン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。